

1970年代相互銀行業界の戦略的迷走

— “相互” 名称削除論議と信金業界の「信金らしさ」追求との比較史 —

由里 宗之

1. はじめに——問題の所在

(1) 筆者の近年の研究の流れにおける本論の位置づけ

筆者は2020年以降、図表1に示したように、相互銀行・信用金庫・信用組合の中小企業金融3業態⁽¹⁾につき、その戦前からのルーツと戦後における金融機関制度上の（再）発足、そしてその後のあゆみを辿る論文を継続的に公表してきた。

図表1
筆者の2020年以降の論文の金融業態・時期
区分による見取り図

	相互銀行	信用金庫	信用組合
昭和戦前	②	③	④
1950年代			
1960年代	①	⑥	⑤
1970年代		⑧	⑦

①～⑧の論文（タイトル付記）は下記のとおり（副題・掲載誌等については本論末尾の【参考文献】を参照）

- ①由里 [2020a, b]——「日本相銀の『中堅企業』指向と『選択的拡大論』」
②由里 [2020c]——「無尽会社の一つの基盤としての『無尽講の心性』」
③由里 [2021a, b]——「『協同組織』信用金庫における『協同』の位置づけ」

- ④由里 [2021c]——「信用組合業態の根拠法と理念の在処との懸隔」
⑤由里 [2022a]——「1967年大蔵省『信金銀行化論』の背景」
⑥由里 [2022b]——「『金融効率化』行政と『業態理念冬の時代』に差し掛かった相銀・信金・信組」
⑦由里 [2023a]——「1970年代京都信金『コミュニティ・バンク論』再考」
⑧（本論）「1970年代相互銀行業界の戦略的迷走」

出所：筆者作成

各論文において共通して重視してきたのは、金融機関制度（根拠法・大蔵省の考え）と業態の理念、ならびに融資先中小企業との関係である。後者の「融資先中小企業との関係」への着目については、図表1の①～⑧の論文に先立つ研究ノートである由里 [2019] において述べた、筆者の「わが国固有のレーションシップ・バンキングの起源・態様を探る」ことへの関心もまた、強い動機付けとなっている。

本論に先立つ①～⑦の論文は、時間軸的には概ね1970年代初頭までをカバーし、信金業態については1970年代後半までを部分的にカバーしている。本論ではそれら7稿の時間軸的な流れを引き継ぎ、1970年代の「金融効率化」、次いで「新金融効率化」の銀行行政潮流の下における、相銀業界ならびに信金業界の動向を比較対照させるかたちで、約10年間の2つの業界史を綴っていきたい。

(2) 1970年代における相銀業界と信金業界の対照的な動き

——「中小企業への定着」と「金融効率化」という二つの要請のはざままで

信組業界を含め、1970年代の中小企業金融3業態の方向性を金融制度的に規定したのは、1967年10月の金融制度調査会（以下「金制調」、本論の末尾に略称一覧を掲げた）の答申「中小企業金融制度のあり方について」（金融制度調査会 [1967]）であった。同答申は、相互銀行・信用金庫・信用組合の3業態をあらためて「（民間）中小企業専門金融機関」と位置づけ（Ⅰ-5. およびⅡ-2.；同pp.238-240）、特別委員会川口弘委員（中央大学教授）の言葉を用いれば、それら金融業態は「中小企業分野に定着」すべきもの⁽²⁾とされた（銀行局金融年報編集委員会 [1967] p.53）。

同答申を受け、「中小企業（分野）への定着」という路線に各業界としてどの程度重きを置くかは、本論で見るように1970年代の相銀業界・信金業界の間で大きく異なっていく。とはいえ、それはしばらく後のことであり、1968年5月に同答申に沿ったいわゆる「金融二法」が制定された直後、中小企業金融3業態の各業界人士たちの間で最大の関心の的になっていったのは、「金融二法」のうちの「合併・転換法」（異業態の金融機関間の合併・業態転換の認容・制度化）による金融再編の激化であった。

由里 [2022b] の2節 (5)・(6) で見たように、1966年7月に就任した大蔵省澄田智銀行局長が掲げた金融機関行政の基軸は「金融効率化」であり、その方向に沿った「合併・転換法」こそは、金融二法のもう一つ「相銀法・信金法等の一部改正法」（こちらが3業態各々の「中小企業分野への定着」を促進）に比べても、今後の大蔵省金融行政の一層注目すべき潮流であろうと、3業態の各業界人士たちは総じて思っていた（由里 [2022b] 3節 (7)・4節 (3)・5節 (2)）。

かくして、1967年金制調答申および1968年金融二法という中小企業金融制度の改変は、中小企業金融3業態に対し、一方では「中小企業専門金融機関」として「中小企業分野に定着すべし」という制度上の枠をはめ（具体的には融資対象の制限や大口融資規制など）、もう一方では金融機関としての財務健全性・経営効率性の一層の向上（さもなければ「被合併」への道）を促したのであった。

これら、別種の方向性を持った二つの要請を同時に果たしていくことが金融機関経営において可能かどうかについては、特別委員会（注2参照）でも議論があったが、日本の中小企業部門の規模や普銀との競合等を勘案したうえで「引き続き、中小企業専門機関として3業態が存続する余地があり、また中小企業各層にとって必要である」と結論づけられた（銀行局金融年報編集委員会（編） [1968] pp.46-49）。

しかしながらそのような、いわば「中小企業融資市場ポテンシャルに関する情勢判断」は、あくまで1967年頃におけるものである。また、特別委員会の議論には3業態各々が得意とする、ないしは体質的に合った中小企業の中の層（規模・性格等）についての検討もあるにはあるが、概括的なものにとどまっている。加えて、高度成長期の只中にあった1967年においては、そもそもどのような経済的営為についても「成長」が自明かつ無意識裡の前提であり、上記の「3業態が存続する余地」についても、その「余地」が「成長」し続けるか否かは、あまり意識されなかったのではなかろうか。

本論で見るように、1970年代が進むにつれ、特に相銀業界においては「中小企業専門金融機関としての制約」に対する緩和さらには撤廃に関する論議——その象徴的かつ（最）重要な要望が「相互」の二文字を商標から削除した「銀行」化——が盛んになっていった。その要求の背景として、上記の「中小企

業融資市場ポテンシャル」が相銀業界にあっては明らかに伸び悩んでおり、引き続き存していた「金融効率化」（1977年秋以降は「新金融効率化」⁽³⁾）の掛け声のもとで「金融機関経営の効率性向上」という要請に応じることにつき、業界全体として困難さを感じていた、という状況があった。

他方、信金業界においては、1967年前半の金制調特別委員会において「信用金庫法抹殺論」を銀行局制度調査室から投げかけられた——由里 [2022a] で詳細に検討したように大蔵省側の真意は別にあったとも考えられるにせよ——という「トラウマ体験」があった。その体験に基づき、相銀業界とは逆に『信用金庫』の名を決して奪われないよう、『信用金庫らしさ』とは何かを突き詰めて考え、より『信用金庫らしく』なろう」ということが、少なくとも業界レベルでの取り組みとしては1970年代において最大と言ってよからう眼目であり続けた。

以上のような相銀・信金2業態の1970年代の歩みは、意図・設計されざる「対照実験」のようになってはいないであろうか。すなわち、片や「自業態らしさ」をぬぐい去ろうとし、片や「自業態らしさ」を追い求め続けたのであり、その結果どのような差異が生じた（あるいは生じなかった）のか、という「対照実験」である。もちろん、2業態間で他の条件がいろいろ異なるがゆえ、決して法則発見的「科学」分野での実験ではないが、少なくとも「比較史」的には興味ある比較対象であろう。

先の図表1の①～⑦の論文タイトルを一瞥していただければ分かるように、筆者は各論文を書くにあたり、中小企業金融3業態の歴史の特定期間における特定の経営環境的課題や業界状況の変化、あるいは複数業界間の対比などにスポットライトを当てるといって、「問題史」的なアプローチ（由里 [2018] pp.12-13）を取り、各論文を「モノグラフ（特殊研究）」（同 pp.13-14）としてまとめて

きた。

そのような執筆スタンスから、本論を記すうえでの焦点として、この(2)の小題にもある『中小企業への定着』と『金融効率化』という二つの要請のはざまにあって、自業態の“看板（名称）”に関して相銀業界・信金業界が取った対照的な動きに対し、スポットライトを当てたい。

(3) “相互”名称削除論議に関する第二地銀業界「正史」の存在と再検証の必要性

(2)で述べた、1970年代の相銀業界における「中小企業専門金融機関としての制約」に対する緩和さらには撤廃の要望に関する論議——その象徴的かつ（最）重要な要望が「相互」の二文字を商標から削除した「銀行」化であり、以下“相互”名称削除論議と呼称——については、管見する限り先行論文は存在しない。

もっとも、相銀業界の後継業界の中央組織である第二地方銀行協会の「正史」たる『第二地方銀行協会50年史』（第二地方銀行協会 [2002]）は、その第Ⅱ編第1節を「相互銀行制度問題の検討」と題し、1974年の「相互銀行に関するイメージ調査」に始まり1980年10月の“相互”名称の削除要望の正式撤回（金制調特別委員会の場における）に終わった“相互”名称削除論議につき、かなり詳細に記している（pp.295-318）。

のちに(5)で述べるような当時の諸資料を丹念に追った筆者の目にも、上記の『第二地方銀行協会50年史』の該当部分は、“相互”名称削除論議に関する価値ある記録になっている。しかし同時に、特に下記の2点に関し、同該当部分を補い、また「正史」の「史観」とは異なった歴史的評価を述べる、その必要性を感じるのである。

①同該当部分（pp.295-318）を含む第Ⅱ編第1節「相互銀行制度問題の検討」は、第2節「普通銀行への転換」と論述の流れが連続している。普通銀行への転換に

よって発足した「第二地方銀行」業界の正史として、第1節の論調においても普銀一斉転換に至る流れにつき否定的評価はほぼ一切していない。そうである限り、その転換要望（対大蔵省）の嚆矢となった1970年代から1980年代にかけての「相互銀行制度問題の検討」——“相互”名称削除論議はその中で期間的・論議の熱量的にかなりの部分を占める——に関してまた、叙述・評価や叙述対象の選択に肯定的バイアスが含まれている可能性がある。

- ②「叙述対象の選択に際しての肯定的バイアス」を広義に解すればそれに含まれようが、“相互”名称削除論議に注力することによって、看過ないしは後順位にされる業界の課題があったかも知れないが、同該当部分（pp.295-318）にはそのような指摘はなされていない。実際、同じ時期の『金融財政事情』誌などには「相銀業界として他にすべきことがあるだろう」との指摘が多数見られるにもかかわらず、である。

本論で述べていくように、①の「肯定的バイアス」は実際に存在しており、また②の「看過ないしは後順位にされる業界の課題」も確かに存していたことが認められる。それゆえ、『第二地方銀行協会50年史』第Ⅱ編第1節「相互銀行制度問題の検討」という「正史」が存在していても、本論において“相互”名称削除論議を筆者なりにまとめ直し、評価し直すことは、十分意義のあることと考える。

なお、②の（1970年代において優先的に取り組むべきであった）「業界の課題」に関しては、研究者の視点の置き方——たとえば業態独自商品の開発、コンピュータによる業界内連携、業界としてのマーケティング戦略など——によって、複数の論点があり得よう。本論では由里[2022b]の1節(2)・

(3)で述べた、「ある金融業界において業態理念が考究され明確化されていることは、それに属する個々の金融機関が融資判断指針を明確化することに貢献する」という視座を、「論点」の基軸として引き継ぎたい。そして本論においては、相銀業態が1970年代において融資判断指針の弱さを指摘され続けていたこと、そしてそれへの対処が、“相互”名称削除論議によって後退ないしは後回しにされてしまった可能性が高いことを指摘したい。

(4)「融資政策の確立」を議論する信金業界と論議を欠いていた相銀業界

1970年代の信金業界は、(3)で述べた相銀業界とは異なり、信金業態としての独自性があり競争力ある融資基盤となりうる、そのような対象与信先マーケットを業界をあげて考究し、その融資基盤の開拓のため業界として出来る諸信金に対するバックアップ施策を考えることに（少なくとも中央・東京の業界組織レベルでは）熱心に取り組んでいた。

筆者は、由里[2022b]の1.(3)において、由里[2000]の第6章で指摘した1990年代（1997年まで）における「信金>信組・相銀」という「財務状況の耐久性」の差異は、それ以前（1960年代末以降）における「信金>>信組>相銀」という「業態理念の堅固さ」の差異と照応しているのではないかと、この筆者の「感触」を述べ、由里[2022b]の3.(6)・(7)において相銀業界の、また4.(2)・(4)において信金業界の、各々の1970年前後の業態理念（探求）状況について検討した。

とはいえ由里[2022b]は、その1.(3)末尾(p.28)の「本論はその『感触』を『史実による検証』へと少しでも近づけようとする試みでもある」との云いにもかかわらず、1970年代初期までが論述対象であったことも手伝い、実のところ、その「試み」に関してはかなり「尻切れトンボ」であった。1970

年代全体から1980年代初頭にかけてを検討期間とする本論において、その「試み」を引き継ぎたい。

繰り返しになるが、1990年代における「信金>信組・相銀」という「財務状況の耐久性」の差異は、それ以前における「信金>>信組>相銀」という「業態理念の堅固さ」の差異と照応しているのではないか、との「感触」を筆者は持っている。その拠って来たるところは、由里 [2022b] の1. (3) において述べたとおり、クレジット・ポリシー（全行的な融資基本方針）というものが米銀では元来大小を問わず「要の中の要」とされてきたという事実であり、それは近年では日本の金融庁の監督行政においても重視されていること⁽⁴⁾である。

本段の冒頭で述べ、また本論の3節で具体的に示すように、1970年代の信金業界においては「信金業態としての独自性があり競争力ある融資基盤となりうる、そのような対象と信先マーケットを業界をあげて考究し、その融資基盤の開拓のため業界として出来るバックアップ施策を考えること」につき、かなり優先的に力を注いでいた。その業界内の考究過程において、また実際に個別金庫の融資（企画）部門において「融資政策（または貸出政策）」という語がしばしば語られている。そのことから、「融資政策」等を確立することの重要性に関しては、（少なくとも金庫のあるべき姿として）業界全体に認識があったものと考えられる。

由里 [2022b] の4. (2) において述べたように、1960年代の信金業界は信用金庫法（1951年）以来の業態理念を業界中央組織が考究・発信して個別金融組織の経営改善に結びつけようとする、いわば「業界指針」の発信体制を有していた。また同論の4. (4) 末尾において述べたように、同業界は1968年の金制調答申を受け、1970年代にかけても業態理念の考究・発信を怠らなかった。本論で見ていくように、「信金らしい」融資政策

を含め、信金業態の独自性を探り具体的に業界運動指針に活かしていくという信金業界の取り組みは、1970年代を通じて活発であり続けた⁽⁵⁾。

それとは対照的に、1980年秋に金制調特別委員会の場合において“相互”名称削除の要求を取り下げた相銀業界は、当時、以下のように評せられてもいる（『金融財政事情』1980年10月20日「新聞の盲点：戦い終わり日は暮れて—『商号』に敗れた相銀界」）。

「思えば相銀界は商号変更に全精力を傾け、貴重な時間を空費したのではなかろうかとの見方は多い。（改段落）相銀が融資を大口化し、県外に積極進出したことそれ自体は不可避だったかもしれないが、大蔵省の調査では取引企業におけるメイン率は信金に比べても意外に低い。（一文略）この数年間、『名を追って実をおろそかにした』との批判も強い。」（p.11）

加えて、業界関係者が匿名（ペンネーム）で意見表明する『金融財政事情』誌の「視角」欄にも、ほぼ同時期に以下のような寄稿が寄せられている（西南子 [1980]）。

「『相互』の二字を削るという商号問題の投げかけは、ブーメランのように相銀界に舞い戻ってきた。[相銀界が相銀と普銀との同質化傾向から当然視する『相互』削除につき] 世間は必ずしもそうは見えていなかったことが、今度の一連の金制 [調] 内外の議論のなかで明らかになったといわざるをえない。」

「普銀、より直接的には地銀と相銀の違いというものを、世間はそれなりにみていたということを、われわれは逆に認識させられた。[相銀界の主張が] 第三者には通せず、むしろ独自性をこそ発揮すべきではないかと励まされているとなれば、まさに最初からその方向で議論を [業界中央では] 進めていただくべきで

はなかったか。」(下線は引用者)

上の二つの引用からも、相銀業界が“相互”名称削除論議に熱を上げている間、業態の独自性(理念・対象顧客領域)やそれと整合的な融資政策のあり方に関する論議が大幅に不足していたことが窺われる。

かくして「信金≫相銀」という「業態理念の堅固さ」の差異は、「融資政策と関連する業態理念」という本論の着目点から見て、1970年代において甚だしくなる。そのことが「信金>相銀」という「財務状況の耐久性」の差異と照応している可能性を示すことで、由里[2022b]では「尻切れトンボ」に終わっていた前述の『「感触」を、『史実による検証』へと少しでも近づけようとする試み』を、本論では前進させたいと思う。

(5) 依拠する資料と先行研究

本論を書き進めるに際し、先の図表1の①～⑦の諸論文の準備段階と同じく、まず関連する金融業界・当局・金制調の動向を細かくたどるべく、週刊『金融財政事情』の関連する記事・論説・寄稿等をほぼ網羅的に調べるとともに、月刊『金融ジャーナル』や週刊『エコノミスト』なども適宜参照した。

そのうえで、相銀業界の1970年代に関しては、まず前述の『第二地方銀行協会50年史』を“相互”名称削除論議に関する「業界の正史」として用いる。ただ、(3)において述べたように“相互”名称削除論議に注力することによって、看過ないしは後順位にされる業界の課題があったのではないかと、という筆者の問いに関しては、同年史は答えていない(そもそも1970年代の全国相互銀行協会[相銀協]の取組みに関する記述自体、上の名称論議を除けば少ない)。

同時期の相銀業界に関し、同時代的な業界人の手になる著書としては、宮内・明石[1979]がある(宮内は相銀協の企画調査部長、明石は東京相銀の融資部次長)。同書に

は、上記の筆者の問いにもある程度照応する内容もあり、総じて、“相互”名称削除論議よりもむしろ1978年頃の相銀業界全体の状況や金融機関としての課題に関し頁数を割いている。

上記の筆者の問いに関してはまた、当時の(中小企業)金融(機関)論関係の学者たちの同時代的論説にも、有用な知見が見出される。堀家[1975]、川口[1978]、堀家[1978]、山田[1980]などがそれに該当し、4番目の著者の山田良治(東京経済大教授)には山田[1979]という論文も存する。同時代性ということからは、それらは先行研究(論説)であるとともに当時の資料とも言え⁽⁶⁾、やはり同時代の当局者を含めた実務家系統の諸論説と合わせ、主に2節にて言及したい。

もう一方の信金業界に関しては、1970年代を詳しく述べた業界の「正史」としては『信用金庫25年史』(第1編)(全国信用金庫協会[1977])および『信用金庫40年史』(全国信用金庫協会[1992])がある。それらのうち、特に『信用金庫25年史』は、信金業界の主たる融資対象である中小企業の(金融)動向に相当な紙幅を割き、「信金業界の融資政策のための基礎調査」とも呼べよう書となっている。ただ、何分1977年の刊行であるゆえ、同年史では1970年代の途中までしか記述されていない。もう一方の『信用金庫40年史』のほうには1970年代の業界動向に充てた章(第1編第4章)があり、同時期の「地域協調しんきん運動」およびその理念的柱の一つであった「地域主義」についてある程度述べられており、また業界集計量レベルでの融資面の計数・貸出先実績の分析も詳しいが、筆者が近年の研究において着目してきた協同組織理念の探求や、本論で着目した融資政策に関しては、不足感もある。

先に(3)のはじめのほうで述べたように、“相互”名称削除論議は1970年代の後半に高揚期を迎える。それとの対照で信金業界の動

きを見比べるとという視座をもつ本論にとって、信金業界の1970年代末葉の状況を一層良く伝えてくれる業界（関係者）発の著書があれば有難い。それに該当するのが森・新[1978]および新[1980]である（森は日大教授であるが信金・信組業界の理念面での先導者でもあった）。また、同じ新八代（朝日信金の常務理事、1980年に退任し常勤顧問）の手になる新[1977]も有用である（こちらは既に由里[2023a]においてかなりの程度依拠した）。

信金業界に関する、1970年代の（中小企業）金融（機関）論関係の学者たちの同時代的論説は、全国信用金庫協会[全信協]の依頼により川口弘中央大教授を代表役として組織された「中小企業金融研究会」メンバーによる中小企業金融研究会[1973]がある。また、信金業界の1970年代末頃に関しては、同じ研究者グループによる中小企業金融研究会[1983]があるが、先に相銀業界について紹介したような学者達の寄稿の時期的集中度（1970年代後半に著増）は観察されない（むしろ信金業界の後援による同書にも堀家[1978]の相銀業界を憂える論考が再録されている）。思うにそれは、その頃の同業界が業態理念や業界方針において相銀業界のようには関連分野の学者達をばらばらさせなかったことの反映でもあろうし、また前述の新八代に代表される業界内の理論家の存在のゆえでもあろう。

また、1970年代の信金業界に関しては、後の研究者の手になる研究も存在している。新井[2011]がそれであり、同時期の信金業界の、独自性・競争力ある融資基盤を追求せんとする努力に関する論考である。同論および新井[2013]は、それぞれ1970年代と1960年代前半期を主対象に、信金業界のレーションシップバンキングの存在を、主に渉外活動体制・渉外職員教育および定期積金渉外に関する業界中央の文書等から示そうとしている。ただ、貸し手・借り手間の融資関

係や貸し手の融資判断そのものにレーションシップバンキングが存するがゆえ、それら2つの論文ともその解明の面では未達の感がある。

(6) 本論の論点・構成と研究アプローチ

(2) および(3)で述べたように、本論では「『中小企業への定着』と『金融効率化』という二つの要請のはざま」にあって、自業態の“看板（名称）”に関して相銀業界・信金業界が取った対照的な動き——前者は“相互”名称削除論議、後者は信用金庫の「独自性」の論議——に対し、スポットライトを当てたい。

本論の構成として、相銀業界に関しては2節、信金業界に関しては3節を割り当てる。先行する2節においては、1970年代とその前後において相銀・信金の両業界を取り巻いていた金融経済・中小企業の状況、また金融監督行政の動静にも言及する。そのことと、本論の主タイトルにあるように相銀業界に若干重点がおかれている（実際そちらの方が「歴史語り」としては面白い）ことから、2節には3節よりも多くの紙幅を充てる。

本論においても由里[2022b]と同様、当該業界がどのような状況（金融的諸活動・諸計数および業界中央組織の行政対応を含む諸活動；以下「業界状況」と呼称）にあり、そしてまたどのような「業界人論議」（中央組織人・発信力に優れた個別経営者等の諸発言）が見られたのか、という業界の二つの側面をたどる。

内容的には、前述のように相銀業界に関しては“相互”名称削除論議、信金業界に関しては「信金の独自性」論議や業界指針にスポットライトを当てるが、その際、(3)および(4)で述べたように、両業界の融資基盤（特に中小企業向け）および「融資指針（クレジット・ポリシー）」の動向や議論を重点的な注目ポイントにしたい。

既に述べたように、相銀業界では実際には

その取り組みは“相互”名称削除論議の陰に隠れてしまった。また1970年代半ばにおいては、相銀業界一般（一部の融資基盤ある相銀を除き）の企業融資面での立て直しは困難な点が多いとか、個人向け融資を独自の強みとする業態に転進すべし、といった当局・外部観察者の声もあった。それらを指摘することも上記「注目ポイント」の一環である。

あわせて、信金業界に関して述べる3節の、その(8)においては、1970年代の同業界の「協同組織性を活かした融資政策の実践」（先に(4)で言及）が、リレーションシップ・バンキングの萌芽につながる要素をも有していたのではないか、という筆者の見解も提起したい。

最後に、本論においては業界人士たち（業界中央組織や個別金融組織の主だった人間たち）の（集団）心理的要素、彼らの「感じ方・考え方」を、金融論分野の研究としては珍しくある程度重視していることを述べておきたい。その理由書きは同じスタンスを取った由里[2022b]の1節(5)を参照されたいが、本論、とりわけ2節において相銀業界の業界人士たちの迷走的行動——「業界組織自壊の危機」を観察者が恐れるほどの——を追う際、筆者としてはあらためてその有用性を認識した次第である。

(7)「金融史」の対象としての1970年代相銀・信金両業界

序論を終えるにあたり、「金融史」を綴る作業の一環としての本論につき、筆者の思いの一端を述べたい。

本論では相銀業界にせよ信金業界にせよ、業界中央組織の状況や方向性、ないしは業界を集約的に見た際の傾向や計数的集計量に着目し、それを「業界状況」と称したうえで「当時の相銀（業界）は…」云々と論述するスタイルを取る。それは、そもそも上で述べたように1970年代以降の時期の相銀・信金業界の金融史的研究がほとんどなされてこな

かった中、まず1970年代の両業界を比較対照しつつ俯瞰する——そして共通の性格ならびに各々独自の動きを認識しようとする（ブロック[1959] p.5）——、そのような「第一次的な概観」（同 p.7）を行うことに意味があると考えてのことである。その種の研究は、今後一層緻密なアプローチ（個別行・庫のケース・スタディや業界内行・庫の量的・質的相違にかかる研究など）による研究を設計し実施していくための一助ともなるであろう。

1970年代という時期から既に約半世紀が経った。その時代は、「現代の金融」ではない「金融史」の対象——本論で主題とする相互銀行という業態は既になく、後継の第二地銀業界も地銀等の傘下でない独立系は昨今また減少度合いが著しい——であると、あらためて認識し直すべきではなからうか。にもかかわらず、上で見たように先行研究は僅少であり、大学図書館の書庫中の当時の金融・経済雑誌に載せられた業界状況の解説やそれを分析した論説も、ますます「バラバラの記事や論説の、めったに開かれることもない紙の集積」になりつつある。それが日本のアカデミアの現状であるように思われる。

筆者は、1970年代の相銀・信金両業界の動向は、今の第二地銀・信金両業界を観察するにあたって、改めて認識されるべき際立った対照性をもっていると考えている。そしてフェーブル[1995]の言葉を借りれば、「蘇らせるべき[業界人士たちの]生で満ちみちている」(p.17)ようにも思われる。本論は、1970年代の相銀・信金両業界につき、「これらの諸事実を組織する[、]それらを説明する」、「歴史」としての取り組み（同 p.196）のささやかな手始めである。

2. 相銀業界における“相互”名称削除論議とその弊害

(1) 1968年「金融二法」後の相銀業界の状況

由里 [2022b] の3節(6)で概観したように、相銀業態は1967年の金制調答申により、信金・信組両業態と並ぶ中小企業金融のための「専門機関」として位置づけられた。翌1968年には同答申に基づきいわゆる「金融二法」が制定され、そのうちの一つ、相銀法・信金法等の一部改正法により、基本的にその融資対象を「中小企業」に限定される一方で、その「中小企業」の範囲はいわゆる「中堅企業」までを含み⁽⁷⁾、加えて地方公共団体や大企業向けの融資も融資総額の2割までは認められるなど、中小企業金融3業態中でも融資対象がやや大きめの企業群に対する融資を担う業態として位置づけられた。また、他の2業態と異なり、「営業区域」の規定が廃され、普通銀行と同様、大蔵省の店舗認可行政のみに服することになった(以上、銀行局金融年報編集委員会(編)[1968] pp.66-67)。

この制度改変につき、1960年代半ばには「中堅企業」(中村[1964])が、また1960年代末までには「ベンチャー企業」(清成・中村・平尾[1971])が台頭してきたという状況を背景に、大蔵省としても、「中小企業分野への定着」を役割とされた3業態中で、相銀業態の「定着すべき守備範囲」の割り当ては、分の悪いものでは決まっていなかったようである。たとえば長岡実中小金融課長(執筆当時)は、次のように記している。

「…中小企業金融専門金融機関のなかでも、相互銀行は株式会社組織の金融機関として、現状においてもその店舗配置はやや広域にわたり、営業活動の面でもやや広域的なサービスに応じうる性格を備えている。(改段落)このことは、相互銀行の融資対象、すなわち中小企業のな

かでも比較的規模の大きなものから、いわゆる中堅企業と呼ばれるものまでの取引層が今後金融に期待するであろうところと無関係ではあるまい。[1968年の法改正により] 融資対象の面においても、営業区域の面においても、他の中小企業金融機関とくらべて融資の態様に独自の分野を与えられている相互銀行であるから、その独自の分野のなかに経営上の特色を求めていくことは十分に考えられよう。(長岡[1969] p.26; 下線は引用者)

しかしながら、「金融二法」のもう一方の合併・転換法は、由里[2022b]の3節(7)で見たように、1968年の日本相銀の普銀(都銀)転換(同法による業態転換の初の事例)と相俟って、相銀業界が「中小企業への定着」を専ら目指すことを妨げる方向に作用した。「金融効率化」行政下で業態横断的に導入された「統一経理基準」が異業態間の「効率性」比較が可能となり、当時の澄田銀行局長自身が合併・転換法の元での業態相互間の競い合いを促した(同 pp.42-43)。そのことは、中小企業金融3業態中でも普銀2業態(まず地銀、大都市部では都銀も)との融資顧客層の重複度が高かった相銀に「中小企業への定着」よりもむしろ「普銀指向」を促した面があった(同 pp.52-54)。

由里[2022b]において1960年代の相銀業界を扱った3節の副題に「アイデンティティ危機」という語を用いた。それは、同10年間の相銀業態は相互掛金という業態の「アイデンティティ」とも言える独占的商品の残高激減に見舞われ(3節(2))、1960年代半ばの「イチワリ貯金」という無尽会社以来の「家計のコンサルタント」的持ち味の復活の試みも当時の規制環境のなかで挫折し(同(4)・(5))、「業態独自の商品」こそが業態理念の核をなす(隼[1964])という性格が元来あった相銀業界の、1960年代における苦悩を表そうとした表現であった。

その「独自商品」面でのアイデンティティ危機」に向い出口が見られない（もちろん当局も業界からの提案がなければ支援しようもない）なかで、上記のように（少なくとも相銀業界の目からは）相矛盾した要請を包み持つ金融二法が降りかかってきた——それが1970年代に入った頃の相銀業界の状況であった。

(2) 1970年当時の金融業態間経営指標の状況

由里 [2022b] の相銀業界にかかる3節の最終段(7)で、前段で述べたような相銀業界の「普銀」指向による業界戦略上の浮足立った状況を、次のようにまとめた。「普銀の世界を『隣の芝生は青い』との目で眺め、相銀諸行が『隣の世界』の業容・効率性尺度に近づこうとするほどに、ますます前述の相銀と地銀との法制的自由度の『格差』が気になるばかりであり、また自業態の戦略を練ることは自ずと疎かになる、といった問題が昂進することになる」（p.53）。

『金融ジャーナル』誌は1970年10月号において「中小金融制度の再点検」という特集を組んだが、その中で同誌編集部名での「中小金融制度の現況と問題点」という9頁に及ぶ論考（『金融ジャーナル』編集部 [1970]）を載せている。同論は相銀業界に上記の筆者の観察と相似た問題を見出し、「融資効率の高い中小企業分野に定着して中小企業金融に徹する」ということで「金制調答申において

明確化されたはず [にもかかわらず] … [普銀との] 同質化の中で競争すれば経営力の強弱によって勝負が決するのは明白」（p.49、下線は引用者）と、やはり相銀業界の普銀指向を諫めている。

同論考はその論旨の裏打ちとして、1970年代初頭における普銀（地銀、時に都銀）および中小企業金融3業態の業態間比較のデータを豊富に載せている。それらデータを紹介し要点を押さえておくことは、本論の続く検討作業にとっても有用と思われるので、図表2および図表3として掲げた（表題は若干改変）。

まず、図表2に示された業態間の利鞘の差に関しては、『金融ジャーナル』編集部 [1970] は、中小企業を取引先とするがゆえの預金コスト高に理解を示しながらも、同じく中小企業を取引先とする信金業態の利鞘の高さを挙げ、「コスト高の改善努力が急務」と述べ（p.47）、とりわけ人件費率（ b_1 ）の割高さを指摘する（pp.48-49）。同論説にはコメントがないが、人件費の高さに関しては図表3に示されているように1人あたりの預貸金額（「パーヘッド」）の少なさが地銀との間では目立っていることが人件費率（その分母は総預金額）の高さの一因であろう。そして信金がパーヘッドが相銀より若干劣後している割に人件費率が相銀より低いのは、相銀の貸金水準が（地銀を意識してか）高いことの反映であろう。

図表2
金融4業態（都銀～信金）の利鞘比較（1970年3月期）

単位：%

	預金利率 a	経費率 b	人件費率 b_1	物件費率 b_2	その他 b_3	預金コスト $a+b=C$	貸出利回 L	利鞘 L-C
都市銀行	4.13	2.04	1.12	0.81	0.11	6.17	7.45	1.28
地方銀行	4.06	1.93	1.18	0.68	0.07	5.99	7.85	1.86
相互銀行	4.17	2.63	1.67	0.90	0.06	6.80	8.46	1.66
信用金庫	4.24	2.31	1.48	0.67	0.16	6.55	8.50	1.95

出所：『金融ジャーナル』編集部 [1970] p.48
（"a" ~ "L-C" の付記および「その他（ b_3 ）」の列は筆者加筆）

図表 3
地銀・相銀・信金各業態の規模的比較（1970年3月期）

単位：百万円，%

	地方銀行	相互銀行	信用金庫	
行（庫）数	61	71	507	
店舗数	4,299	2,818	3,767	
1行（庫）当り	70.5	39.7	7.4	*
預 金	12,620,461	5,467,422	6,530,251	
1行（庫）当り	206,893	77,006	12,880	
1店舗当り	2,938	1,940	1,733	
1人当り	116.2	78.4	70.5	#
貸 出 金	10,111,455	4,481,171	5,574,437	
1行（庫）当り	165,762	63,115	10,995	
1店舗当り	2,354	1,590	1,479	
1人当り	93.1	64.2	60.2	#
従業員数	108,582	69,819	92,640	
1行（庫）当り	1,780	983	183	
1店舗当り	25.3	24.8	24.6	*
自己資本	679,816	208,853	341,669	
1行（庫）当り	11,145	2,942	674	
対預金比率	5.39	3.82	5.23	*

出所：『金融ジャーナル』編集部 [1970] p.48（“*”の各行は筆者の計算により各々の有効桁数を一つ増やし、“#”の各行は原表の千円単位を百万円単位に変更；表内部の罫線は筆者追加）

『金融ジャーナル』編集部 [1970] はまた、相銀の利鞘の低さの一因として「無コスト資金」の他業態比での少なさを指摘し、「無コスト資金の一般経費カバー率」が地銀の21.71%に比して10.16%と大きく劣後していると述べる（p.48）。同「カバー率」の計算根拠は示しておらず、当局から得たものとも推量されるが、日銀考査局の米田 [1979] p.17 などからは結局自己資本比率の高低に帰着するようである。それを踏まえて図表3の最下段（自己資本の対預金比率）を見れば、確かに相銀の比率は低く、また信金がむしろ地銀に近いことが分かる。

このようにして、『金融ジャーナル』編集部 [1970] はその相銀に関する結論として、相銀がいかにも形の上で地銀と似たものになっていようと「経営力」の差は未だ明白であると述べ（p.49）、この段の始め近くで述べたように、中小企業金融に徹するよう勧める。

（3）相銀の経営指標不振の背景——融資基盤の弱さ

（2）で述べた、1970年代初頭における相銀の経営指標の不振ぶりの背景を物語る資料として、『金融財政事情』1972年3月20日号所収の“業界の事情に精通されている方々”による匿名座談会「脱皮を迫られる中小金融経営」[1972] を取り上げてみたい。（本論の以下では、業界誌等所載の対談等「会話」からの引用がしばしば「史料」としての役割を果たすので、都度出典を長く記す煩雑さを避けるため、上記のように“対談名・刊行年”のかたちで簡記し、末尾【参考文献】欄に“対談・座談会録”の項を設けて各対談の出典を記すことにする。それら引用された対談等の話し手の肩書きは、もちろんそれら対談等の時点におけるものである。）

この匿名座談会で相銀業界の事情を主に語っているのは“A”氏であり、同氏の発言全体を見渡すと都銀や政府・日銀の政策的資

金の流れにつき4名の出席者中最も詳しく、あるいは大蔵省の相銀担当官ないしは相銀協に「天下った」元官僚・日銀マンあたりでは、と推量される。以下は同氏の発言からの抜粋である。

「相互銀行は、現在、率直に言って、いちばん苦しいかもしれない。相互銀行の運用利回りはかなり落ちてきています。とくに中規模以上の相互銀行の金利が普通銀行の金利にさや寄せさせられているといった面が強い。(改段落)相銀は“足で稼ぐ”無尽会社から出ていたものが、効率化ということをやかましくいわれたために、なるべく足で稼ぐような小口のものは切り捨て、融資先を大口化することによって、効率化を図った。その結果、地方銀行あるいは都市銀行の客と競合する場面が多くなった。」(下線引用者、以下も)

「それに対して信用金庫は、[信用金庫法第10条の]地区にしっかりした根をもっているという感じがする。相互銀行は、あまり根がないことは確かである。地銀のような地方公共団体というしっかりした旦那もいなければ、都銀のように効率のいい預金〔メイン法人先のか一引用者〕が回転しないものだから、[貸出金の歩留りが悪く]コストはなかなか下がらない。地縁性が薄いために、つい広い範囲で中小企業者を相手に活動するという、…いわばマイナー都銀的な営業にならざるをえないのではないか。」(以上、p.29)

「たとえば信用金庫、あるいは地銀もそうかもしれませんが、地元に昔からある金融機関でその地区の状況をよく知っている金融機関は、直感的にそういう「地元の」人たちを判定して貸出をするという能力がすぐれている。ところが相互銀行の場合には後発金融機関でもるところから地元の深耕に遅れをとり、薄く拡

がった融資基盤をもつに至っている。そのためなかなかそういうふうな「地元顧客の知悉ぶりを活かした」判断での貸出審査はできない。」(p.31)

以上の引用の中で、“A”氏が最初近くで述べている「足で稼ぐような小口のは切り捨て、融資先を大口化することによって、効率化を図った」という一節につき、具体的なデータに基づき見てみたい。相銀業態の与信面での変化は、次頁の図表4のように、他業態比較を「中小企業(等)向け貸出」⁽⁸⁾から住宅ローンなど個人取引先を除いたうえで、行うことにより、その特異さが浮かび上がる。

図表4に見られるよう、相銀業態では、特に1960年代前半において、他業態と比べても特異な与信先数(この時期の与信業務は銀行貸出のほか相互掛金給付を含むので厳密には「貸出先数」ではなからう)の減少が起こった。浅野[1970] pp.121-123、堀家[1975] pp.114-115などによれば、この時期の与信先数の激減は、相銀業界が零細商店・サービス業などへの「相互掛金の給付」から広く中小企業を相手とする「銀行の融資」へと与信機能の中軸を移し、実態的に「普通銀行化」(堀家[1975] p.115)を開始したことによるものであった。

もっとも、1965年3月末までに「給付金：貸出金」比率(残高ベース)がおおよそ「7：93」まで減少した(浅野[1970] p.119)ことから、相互掛金退潮の特殊要因は1965年までにかかなり出尽くしたと思われるのに、他業態が融資先数を急伸させた1965年から1970年にかけても、ひとり相銀業態のみは(給付先数減少の影響もまだ多少あったにせよ)与信先数を減らし続けている。これは、由里[2020a, b]において検討課題の一つとした、「取引層のレベルアップ」(浅野[1970] pp.119, 138-139)と呼ばれた当時の相銀業界の意図的な業務戦略によるものであった。

図表4
都銀・地銀・相銀・信金業態の中小企業貸出先数および1先当り貸出残高の推移

単位：千件、千円

各年 3月末	都市銀行		地方銀行		相互銀行		信用金庫	
	貸出先数	1先当り 貸出残高	貸出先数	1先当り 貸出残高	貸出先数	1先当り 貸出残高	貸出先数	1先当り 貸出残高
1955	210	2,051	498	905	1,466	208	589	291
1960	282	3,756	642	1,592	1,317	561	864	602
1965	313	6,823	769	3,259	757	2,851	1,002	1,863
1970	614	6,931	1,221	4,170	735	5,610	1,337	3,526
1972	649	9,558	1,265	5,382	704	8,405	1,444	4,603
1974	707	16,304	1,265	8,913	701	12,314	1,440	7,190
1976	不明		1,194	11,008	674	16,292	1,423	9,148
1978	769	25,456	1,280	13,860	不明		1,476	10,296
1980	771	30,955	1,291	16,730	896	18,210	1,517	12,344
65/60比	1.11	1.82	1.20	2.05	0.58	5.08	1.16	3.09
70/65比	1.96	1.02	1.59	1.28	0.97	1.97	1.33	1.89
74/70比	1.15	2.35	1.04	2.14	0.95	2.20	1.08	2.04
80/74比	1.09	1.90	1.02	1.88	1.28	1.48	1.05	1.72
80/60比	2.74	8.24	2.01	10.51	0.68	32.46	1.76	20.50

(本図作成にかかる補注)

①全国信用金庫協会 [1992] の下記データ表の、「個人向け貸出」を除く「中小企業向け貸出金」につき、各年の「金額」を「1件当り金額」で除して「貸出先数」を求めた。(なお、都銀の1976年の「1件当り金額」は「36,783」となっていて前年の「16,043」、次年 [1977年] の「18,209」との比較でも明らかに誤植と思われるため、同年は「不明」とした。)

②上記データ表には、相銀の「1件当り金額」が1977年3月期以降につき記されていないため、1980年3月期については、同業態の「1先当り金額」が示されている金融制度調査会の下記データ表の当該数値を用いた。(なお、都銀と地銀の1980年3月期については全国信用金庫協会 [1992] の「1件当り金額」[千円] と金制調の「1先当り金額」[万円] の2通りのデータが得られたが、それらの数値は有効桁数の相違を除けば一致している。)

出所：全国信用金庫協会 [1992] 「関係諸統計」 pp.1351-1355 に基づき、補足的に金融制度調査会 1980年7月24日第7回総会資料中の「1先当り貸出残高」の表 (『金融財政事情』1980年8月4日 p.123) を用いて、筆者作成

本節の(2)で引用した『金融ジャーナル』編集部 [1970] をはじめ、相銀業界に関しては「発足いらい日も浅いという歴史的な背景」(同 p.47) といったことがしばしば言われる。しかし、本段で先に引用した“A”氏が正確に述べているように、「相銀は“足で稼ぐ”無尽会社から出ていた」という、元と言えば歴史も顧客層も有していた諸組織であった。それらに変化していき、「あまり[融資基盤的に]根がない」状況に陥ったのであり、その変化の大きな要因が「取引層のレベルアップ」(また副次的には店舗展開の広域化)であったのである。

とはいえ、時は高度成長期⁽⁹⁾であった。本節の(1)で長岡 [1969] の「相互銀行の融資対象、すなわち中小企業のなかでも比較的規模の大きなものから、いわゆる中堅企業と呼ばれるものまでの取引層が今後金融に期待するであろうところ」云々の、いわば大蔵当局者の「期待の言葉」を紹介したが、当時においては確かに、相銀の「守備範囲」もまた、十分伸びしろのある融資マーケットであったろう。確かに、中小企業融資総額(図表4のベース・データによる [同表には示されていない])においては、相銀の1965～70年の増加倍率は1.91倍であり、信金の

2.53 倍には劣るものの、地銀の 2.03 倍、都銀の 2.00 倍と比べさほど劣ってはいなかった。

それでもなお、そのような他業態に劣らぬ量的拡大は、収益性の相対的向上を伴うものではなかった（先の図表 2）。その理由につき、堀家 [1975] は 1962 年 3 月期から 1972 年 3 月期までの分析に基づき、「相互銀行は、先数増を抑え、かつ利回りを下げてまで、平均貸出金額 [を] 他機関と比較にならぬくらいに膨らませている」(p.278)、「大口化に伴った先数増の抑制が、結局は資金単当りの経常収支差 [= 経常利益 ÷ 資金量 (引用者)] を小さくしてきたのである」(p.279) と述べ、(預金者の増加率と比べても特異な) 融資面での「顧客とのパイプ」(同) の抑制方針に疑問を呈している。

(4) 合併転換法による「(上位行の) 普銀化」論議——1975 年頃まで

以上見てきたような業界状況のもと、第二地方銀行協会 [2002] 第 II 編が「相互銀行制度問題の検討」の嚆矢と位置づける、同協会の経営委員会「発展計画専門部会」における論議が 1973 年 7 月から開始された（第二地方銀行協会 [2002] p.295）。これ以降の経緯は同書同編に詳しく、本論のスタンスは 1 節 (3) の①・②で述べた批判的視点を持ちつつ業界の「正史」すなわち同書にも依拠することなので、まず、同書を基本とし他文献から若干の補足を行って、年表的に「発展計画専門部会」発足以降の制度問題にかかる経緯を記した（次頁の図表 5）。

以下、(8) の段まで、“相互”名称削除論議を中心とした相銀制度問題論議をたどる。その過程で、当時の相銀業界の論議の発想パターン・議論の詰め方・軸足の置き方などの問題点を指摘していきたい。

前述の「発展計画専門部会」に先立つ、相銀制度問題の検討を促した要因は、第二地方銀行協会 [2002] pp.290-293 によれば、相互掛金の退潮により業態独自の受信・与信商

品が実質的になくなったこと、そして相銀の業務内容が普銀業務そのものと近づき、他方、都・地銀の中小企業融資への進出も進んで、相銀・普銀の「同質化」が進んだことであった。

由里 [2022b] p.53 で相銀業界人士の座談会録（「地元金融への定着と深耕を：座談会」[1969]）を引きつつ述べたように、そもそも 1968 年の合併・転換法、そしてほぼ同時に表面化した日本相銀の普銀転換構想により、相銀業界内は浮き足立った。しかし合併・転換法の運用主体である大蔵省はむしろ「中小金融機関の現体制をいっきよに変える意志はな」く（『金融財政事情』1972 年 3 月 20 日 p.48）、実際、日本相銀の普銀化（1968 年 12 月）以降は相銀普銀化構想の具体化（すなわち転換申請の当局内諾）はなかった。

そのような、相銀業界・大蔵当局が相互に気配を観測し合う微妙な均衡状態を揺るがし、「相銀界に底流としてある普銀転換問題に新たな火種を投じた」（『金融財政事情』1973 年 12 月 17 日 p.46）のが、図表 5 の 1973 年欄にもある「弘前相互・青和銀合併問題」であった。この 2 行の合併問題と合併・転換法の運用問題との絡み合い、そしてその帰結（1976 年 1 月合併、みちのく銀誕生）に関しては、第二地方銀行協会 [2002] pp.202-203 および pp.789-790 に述べられている。加えて 1975 年春の段階までの総括記事である日野 [1975]、そして当事者の回顧談である唐牛 [1980] pp.251-253、また内幕話的には戸川 [1981] p.251⁽¹⁰⁾も興味深い。

しかしながらここでは、みちのく銀誕生後に俯瞰的に記された FDM [1976]（大蔵省の政策的視点から記されている）から引用しよう。

「[弘前相互銀行と青和銀行の合併は] 形式上は合転法の要件を満たしていれば合併は認められるべきであるということになるが、実質的には、これが相銀の普銀転換の動きを触発しないかということ

図表 5
“相互”名称削除論議を中心とした相銀業界（中央）の動きの略年表

	大蔵省銀行行政	金融(制度)全般 / 普通銀行 関連	相銀業界(中央)関連
1966	澄田銀行局長就任 (在任66/7~69/7)		60年代)最大手日本相銀の「取引先のレベルアップ」 進捗、他の大都市部・(準)大手相銀で做う動き
1967	金融 効率化	澄田銀行局長「金融効率化」を提唱	
1968		金制調「中小企業金融制度のあり方」答申→「中小企業への定着を」 金制調「一般金融機関に関する特別委員会」 (67/11-68/6)	相互銀行に統一経理基準適用(年度上期から) 金融二法(相銀法・信金法等改正と合併転換法) 日本相銀が普銀転換し太陽銀行(都銀)に
1970		金制調「一般民間金融機関のあり方等」答申	
1971		第一勧業銀行発足(第一銀行・日本勧業銀行合併)	70年代初頭)大手相銀で株式上場進む
1973		太陽神戸銀行発足(太陽銀行・神戸銀行合併)	73/7~75/5)「発展計画専門部会」が業界発展方向を議論 73/10~)弘前相互・青和銀合併問題で普銀化論議再燃 「相互銀行イメージ調査」実施を決定(9月)→10-11月実施
1974			
1975		国債発行額高水準となり金利自由化の促進剤に 金制調「銀行制度の見直しに関する小委員会」 (75/10-79/6)	「発展計画専門部会」が答申、「中小企業銀行法」を制定し 「銀行」を呼称とする等の制度改革を要求することを提案 75/6~78/2)「金融制度研究会」(学者への調査委嘱も)
1977		徳田銀行局長就任	同研究会が中間報告、専門性発揮と内部態勢作りを強調
1978		住友銀・関西相銀の合併構想⇒頓挫 相銀協会会長、金制調総会にて制度変更要望(9月)；「金融制度委員会」発足(7月)	同研究会が最終報告、「相互」削除は環境整備が先決(2月)
1979		金制調「普通銀行のあり方と銀行制度の改正」答申 大蔵省「一斉転換」は「困難」と回答(4月)=====→相銀協「7項目」要望書に修正(「相互」削除が第1項目)(7月) 79~80前半)大光・徳陽・平和の各相銀で「簿外保証」不祥事	「金融制度委員会」全行一斉普銀転換論→相銀協決定(1月)
1980	中期国債ファンド認可、改正外為法→「二つのコクサイ化」 金制調「中小企業専門金融機関等のあり方と制度の改正」答申、相銀普銀化につき「機未だ熟さず」(11月)	→相銀協の側から商号変更要望取下げ(10月)	
1983	国債の銀行等窓販開始 日米円ドル委員会 →内外金融取引・外資参入の規制緩和が加速	西日本相銀、高千穂相銀と合併し普銀転換する旨表明(4月) 「基本問題委員会」設置、制度問題議論再開(11月)	
1984		同委員会、普銀一斉転換を要望(5月)	
1985	自由金利の大口定期預金・MMC創設 プラザ合意→円高進行 金制調「金融自由化の進展とその環境整備」答申→専門委員会として「制度問題研究会」設置	↓ ⇒「制度問題研究会」相銀業態の普銀化を肯とする報告	
1987			
1989	株価・地価等 資産価格急騰	相互銀行の普銀転換開始(→第二地銀)(2月)	
1990	バブル経済、株価そして地価において崩壊局面へ	徳陽相銀の普銀転換により相互銀行消滅(9月)	

出所：第二地方銀行協会 [2002] 第Ⅱ編、『金融財政事情』誌、『相互銀行』誌、金融制度研究会 [1981]、西村 [2003]、由里 [2020a,b]、由里 [2022b] などに拠り筆者作成
(年表左端欄の「大蔵省銀行行政」は由里 [2022b] p.30 の「図表 1」とほぼ同じであり、その説明は同論 pp.29-31 を参照されたい)

見極め、かつ普銀転換問題についての基本的な考え方を固めなければ、この合併を安易に認められないということであったのであろう。これが、弘前・青和の合併問題が長期にわたって「塩漬け」になった原因だろうと思われる。」(p.36；下線は引用者 [以下も])

「転換については… [合併・転換法に先立つ1967年の] 金融制度調査会でも、大いに議論のあったところらしい。この調査会では、ある種の金融機関の上位行(庫、組合)がどんどん上位(?)金融

機関に転換していけば、残りの金融機関は“劣等生”というレッテルがはられることになり、信用上問題を生じないか、という点を危惧する意見があったといわれている。」(p.37)

「したがって、転換については、当然当初から合併のように件数が増えることは予想されていなかったし、[大蔵省による] その運用も慎重に行われた。(一文略、改段落) 大蔵省の合転法の運用に対する考え方は、基本的には…現在も変わっていないのではあるまいか。…まし

て、ある金融機関「業態」の制度の基本を揺るがすような転換が行政的に慎重に対処されることは当然であったといわざるをえない。」(同頁)

由里 [2022b] pp.42-43 においては、合併・転換法制定当時の澄田智銀行局長の発言を取り上げ、その姿勢が、諸金融業態の業界人士たちに「業態まるごと『消長』する」事態 (p.43) をも想起させた可能性を指摘した。しかし、大蔵省の姿勢が先の FDM [1976] が述べるようなものであったとすれば、少なくとも澄田局長退任 (1969年7月) の後は、やはり西村 [2003] が記すように「中小金融機関 [各業態] の経営基盤 (「居場所」) をどう確保するか」(pp.55-56; マル括弧内も同書) が、現実の行政現場においては大切であった、ということだったのでなかろうか (由里 [2022b] p.64 でもその旨指摘した)。

その西村 [2003] が記す「中小金融機関 [各業態] の経営基盤 (「居場所」) とは、第一義的には業態ごとに得意とする融資基盤 (本論で使ってきた表現では「守備範囲」) を割り当てることであろうが、各業態がそれなりの世評 (レピュテーション) を確保し顧客層から信頼されることも「居場所」という表現は含意していよう。そうであれば、上の FDM [1976] 引用文中にある「ある種の金融機関の上位行 (庫、組合) がどんどん上位 (?) 金融機関に転換していけば、残りの金融機関は“劣等生”というレッテルがはられることになり、信用上問題を生じ”る”ような事態は、大蔵金融行政においても避けねばならない、ということになる。

そもそもそのような事態は、業態の中の上位行以外にとって「悪夢」ないしは「失望的」であろうし、実際、弘前相銀・青和銀合併構想により相銀業界内には「普銀転換のなだれ現象」を危惧する声が大きくなった (第二地方銀行協会 [2002] p.789)。その頃の『金融財政事情』誌にも、「いまこそ相銀制度

の基本に立ち返れ」と題した意見表明 (天籟 [1973]) や「[業界上位を目指す] 量的拡大優先主義は [普銀] 転換への第一歩」という批判 (無縫 [1974]) が載せられている。

そして結局、弘前相銀・青和銀の合併問題は、大蔵省が当初より「落としどころ」として狙っていた「それを合併・転換法の運用問題には波及させない」ということ (FDM [1976] および戸川 [1981] [注10参照]) につき、相銀諸行の間でも数年の間に理解が進んだことから、合併調印に至った (1976年1月、同年10月にみちのく銀行誕生) (第二地方銀行協会 [2002] p.790)。

(5) 「“相互”銀行のイメージ問題」論の発端となった「イメージ調査」

以上のように、弘前相銀・青和銀の合併問題は相銀制度問題に (少なくとも直接は) 波及しなかった。しかし同問題が、前掲図表5の1973年の欄にあるよう、相銀業界内の普銀化論議を刺激したのは確かであろう。そのような流れのなか、同表の1974年の欄にある「相互銀行のイメージ調査」が行われ、この調査結果の「歪んだ解釈」——後述するように「自己意識の心理学」的な意味での筆者の理解——が、1980年までの“相互”名称削除論議の看過すべからざる「推進力」になっていくのである (第二地方銀行協会 [2002] p.294、聖 [1980]⁽¹¹⁾)。

この「相互銀行のイメージ調査」の結果に関しては、3回に分けて『相互銀行』誌に掲載されている (全国相互銀行協会企画調査部 [1975]、別府 [1975]、別府 [1976] ; 後二者の著者である別府庸子は調査委託先である社団法人輿論科学協会の研究事業部職員)。

図表5の1975年の欄にある「発展計画専門部会」の答申、「相互銀行の今後の発展の方向について」(1975年5月) は、“相互”名称の削除——ここでは「相互銀行法」を「中小企業銀行法」に置き換えることにより——を具体的に提案した相銀協の最初の公式

文書である。そこでは、下記のように「相互銀行のイメージ調査」の「結果の業界内解釈」もまた、“相互”名称削除を要請する重要な理由付けとなっている。

「〔制度変更を提案する〕第三の理由は、相互銀行の『相互』の文字の持つイメージが、必ずしも良くないため、これが現実相互銀行の取引推進上のネックとなっている点を重視せざるを得ないからである。(改段落)すなわち、『相互銀行に関するイメージ調査』によれば、相互銀行に対して『二流・三流である』とのマイナス・イメージを抱いている者が個人で26.8% (『一流』と答えた者8.1%)、事業所で42.7% (同5.5%)にも達している。」

「さらに、『相互』の二文字を入れた時と、入れない時の感じの違いについては、個人の場合、『非常に違う』(7%)、『少し違う』(44%)と、合わせて51%、事業所では、『非常に違う』(12%)、『少し違う』(44%)と、合わせて56%と、いずれも半数以上が『銀行』との違いを指摘しており、その違いの内容については、一部に、『親しみやすい』、『庶民的』などのプラス・イメージがみられるものの、殆んどが、『格が下』、『二流・三流』、『規模が小さい』などのマイナス・イメージに結びついているのが実態である。」(以上、第二地方銀行協会 [2002] p.297)

しかしながら、筆者が上記の全国相互銀行協会企画調査部 [1975] (「相互銀行のイメージ調査」の結果概要)の上記の「訴え」に対応する3つのグラフ (p.64)を見ると、一概にマイナス・イメージのみが強い、とは考えられない。そもそも、堀家 [1978] が指摘するように「自分たちの固有〔“現有の”〕と言ってもよい (引用者) 顧客層の特色を明確に把握」する (p.22) ことこそが、どの金

融業界の業務展開にとってもまず大切、ということからすれば、そもそも個人で84%、事業所で75%が相銀取引なし、という調査対象の設定⁽¹²⁾それ自体がおかしいのであり、上の3つのグラフにおいても相銀取引層の数字にこそ注目すべきであろう。

そのように「相銀取引層自体は相銀をどう思っているのか」という視点から見れば、全国相互銀行協会企画調査部 [1975] p.64の図8 (個人・事業所各々につき折れ線グラフ化)では、個人の相銀取引層の約4割が「好き・どちらかといえば好き」、約7割が「身近・どちらかといえば身近」、約3分の2が「信頼できる」および「親切な」、と答えている。そして事業所の相銀取引層では8割強が「身近・どちらかといえば身近」、約7割が「信頼できる」および「仕事熱心」、約7割強が「親切な」と答えている。

確かに、この図8においても、「一流である」との答えは個人の相銀取引層で1割を切り、事業所の相銀取引層でも約1割にとどまっている。しかし、堀家 [1978] が pp.18-20 で預貸データを挙げて「説論」するように、相銀と都銀とは (中心的) 顧客層が別個なのである。筆者の見るところ——そして堀家文吉郎早大教授をはじめ同時代の多くの相銀観察者たち (大蔵省を含め)⁽¹³⁾ も同様であったろう——相銀の顧客層が「(世間一般でいう) “一流”とは思っていないが、自分は相銀と付き合い続ける」と思ってくれていることのほうが、はるかに重要なアンケート結果ではなかろうか。

しかしながら「相互銀行のイメージ調査」の「結果の業界内解釈」は、その5年後の金制調特別委員会の頃に至るまで、当の相銀業界人士たちの間に『「相銀は後発銀行だ」という差別の考え方は耐えられない」(長谷川寛雄兵庫相銀社長、座談会「相互銀行制度に明確なビジョンを」 [1975] pp.17-18) といった発言を寄せしめ続けたのであった。

なお、「相互銀行のイメージ調査」の結果

は、前述のように『相互銀行』誌に3回に分けて掲載されたが、その3回目である別府[1976]にも後々言及され続けた調査結果・コメントが載せられているので紹介しておきたい。

同イメージ調査の解説3回目になる同稿のpp.65-68には、事業所をメイン取引先・メイン外取引先・非取引先の3者に分け、多変量解析法の一つである判別分析がなされている。それら3者間の判別度は、メイン取引先と非取引先についてのみ判別度が高かった(的中率80%)とのコメントがあり、その判別変数のうち「相互という言葉を入れると良い感じに変わる or 良くない感じに変わる」の影響度が「割に重要な要因」と述べられ(p.68)、「メインバンクとなるかどうかには銀行名も大切になると言える」と付言されている(p.67)。しかし同判別貢献度リストにおいて同項目の順位は5位(貢献度0.09)であり、「身近さ」、「事業主の性・年齢」、「イメージ・仕事熱心か」等(4番目までの累積貢献度0.66)には及ばない。またそもそもそれら貢献度上位の項目も含め、説明要因としては原因・結果関係(相銀と取引があるからそう思うようになったのか、そう思っていたから相銀と取引したのか、など)が判然としない項目も多く、調査設計・分析方法にも疑問なしとしない。さらに言えば上の「メインバンクとなるかどうかには銀行名も大切になると言える」の付言には「政治圧力」も感じる。

そのように、せいぜい「相互という言葉の影響度は多少ありそう」程度の分析結果であるにもかかわらず、本段前半で示した「相互銀行の今後の発展の方向について」答申の引用部分の始め近くの「そのような「相互銀行の『相互』の文字の持つイメージが、必ずしも良くないため、これが現実に相互銀行の取引推進上のネックとなっている」との「訴え」が繰り返されていくことになった。

先の(4)の段で何度か引用したFDM

[1976]は、その表題を「普銀転換論議は“隣の柿”の趣」と記し、「隣の柿は甘い」のことわざを暗に引き、この頃の相銀業界の制度がらみの要望には多分に心理的要素があることを示唆している。また堀家[1978]も、1978年前半までの相銀業界の普銀転換論議・“相互”名称削除論議を俯瞰して「相銀が自分を見失っている、だのに見失っていることに気付いていない」(p.18; 下線引用者)ことが難点、と述べている。筆者もそのような面を感じるがゆえ、もちろん自身は専門外ながら、この方面では比較的スタンダードと思われる『自己意識の心理学』(梶田[1988])を参照し、その中の有用と思われる知見を紹介しておきたい。

「劣等感を持ったり、自己嫌悪や自己不信に陥って、自分を否定的にしか見られないという状態は、その人の精神生活にとって耐えがたいものである。ロジャースが、心理的な適応を示す指標として、自己のあるがままの姿を肯定し受け入れているかどうかという自己受容性に着目したのは、この意味で卓見というべきであろう。(改段落)自分自身を肯定的に見られないということは、自らの中に分裂と葛藤を抱え込むことを意味する。(一文略)いくら嫌であろうと、いつでも自分のものとして抱えていかななくてはならない。こうしたジレンマのために、自己にかんするイメージ的な世界の全体が、調和を失ってしまわざるをえないのである。」(pp.99-100; 下線は引用者)

そして、この引用箇所少し後に梶田[1988]は「自分自身を肯定的に見ているか否定的に見ているかは、自他の認識の仕方に、さらには自己を取り巻く世界の認識の仕方に大きく影響しているものと考えられる」(p.101)と述べる。

梶田[1988]の以上のような心理学的知見、そして先の堀家[1978]の「相銀が自分

を見失っている」との同時代人の観察からは、そもそも「相互銀行のイメージ調査」を主導し調査結果を見て「喧かまびすしくなった相銀業界人士たち——決して業界人士たちの大多数ではなかったようでもある⁽¹⁴⁾——、彼ら自身こそ「自業態イメージ」ないしは「自業態受容性」に関する心理カウンセリング⁽¹⁵⁾を受けるべきであったように思われてくる。

(6) 相銀業界の「メイン取引層の薄さ」問題が制度的不満の根底に

とはいえ、「相互銀行の悪いイメージ」に不満を言い立てるタイプの業界人士たちに心理カウンセリングを受けてもらったとて、問題は解決しなかった可能性が高い。「自業態受容性」が実現するには、業界人の自己認識と業界の現実（「経験」）との重なり具合が鍵である（注15参照）としても、1970年代半ばの相銀業界の場合、既に業界の現実（本論の用語では「業界状況」）が諸金融業態中でも相当厳しかったからである。

相銀業界は他金融業界と比べ種々の面で苦境にあったが、1節（3）で前言ったように本論では資金運用面の中軸である融資、特に中小企業融資に着目したい。そして本節の前段で見たように、「相互銀行のイメージ調査」の関心も中小企業取引先に過半が向けられていて、当時の相銀業界に関する論説等でも中小企業融資にかかる指摘が多い。

本節の（3）で匿名座談会「脱皮を迫られる中小金融経営」[1972]の一部を紹介し、「相互銀行は現在〔他の金融業界比〕いちばん〔融資面で〕苦しいかもしれない」との観察が1972年当時あった、と述べた。同様の指摘は1970年代のそれ以後の時期にも繰り返し見られる。

まず、本節の（3）で堀家[1975]を引用して指摘した中小企業融資先数減少の問題については、前掲の図表4に見られるよう、1970年代に入っても先数の減少は止まらず、1970年と1976年との比較で、融資先数は

73.5万から67.4万へと、さらに8%強減少している。ただ、同表には示されていないが残高ベースで見ると、同じ6年の間に中小企業融資全体は166%伸びており、地銀の158%、信金の176%と比べても遜色はない（但し都銀は200%の伸び）。問題は融資関係の質であり、特に「メインになりたい」企業のメイン行になれない、そして「つきあい融資」、「スポット融資」が多いということであったようである。この問題を指摘した、その論題もまさに「なぜメイン銀行になれないのか」という論説（FDM(?) [1976a]⁽¹⁶⁾）から、以下引用する。

「相互銀行〔が〕…地域の古くから続いている優良中小企業に主力取引先としてどれだけ食い込んでいるかは疑問である。（改段落）そもそも相互銀行には、取引先の企業を育て上げこれと共存共栄の関係を永続的に確立していこうという基本的姿勢が弱いのではないと思われる面がある。このことは、相互銀行の取引先には自行がメインになっている企業が少ないということからもうかがわれる。…メインとなりたい企業がすでに銀行に抑えられてしまった状態から出発した後発性にも、大きな原因があらうかと思われる。」（p.42；下線は引用者、以下も）

「メインとなりたい優良企業はすでに銀行と堅い絆で結ばれている、優良ならざる企業の主力となれば債権保全上問題がある、そこで〔優良企業との〕つきあい融資、スポット融資が多くなる結果にならざるをえないという悩みがあったのである。つきあい融資、スポット融資は債権保全上は比較的安全であり、厳重な貸出審査の必要がないという利点はあるが、このことが逆に相互銀行の貸出担当者の審査能力の向上を阻んだということもできよう。」（同頁）

「審査能力が不十分であるから、債権保全のために極端な担保主義に走る。継続的

に取引企業の財務内容を分析し、必要な手段を講ずる体制ができていないから、債権保全のために必要以上に早い時期に担保を処分して、あまりにも身勝手すぎると非難されたり、あるいはその逆に、手を打つ時期を失して不良債権を作ったりする。こうしたことでは優良企業が積極的に取引を求めてくることはないであろう。」（同頁）

これらの指摘は、同時期の大蔵省中小金融課課長の寄稿である吉田 [1976] においても見られ、やはり当局筋のものと思われる——そうであればメイン先の多寡やつきあい・スポット融資の動きなど知り難かろう——FDM(?) [1976a] の上掲の指摘と合わせ、相銀業界の企業融資の質的側面の指摘として信憑性が高いのではなかろうか⁽¹⁷⁾。

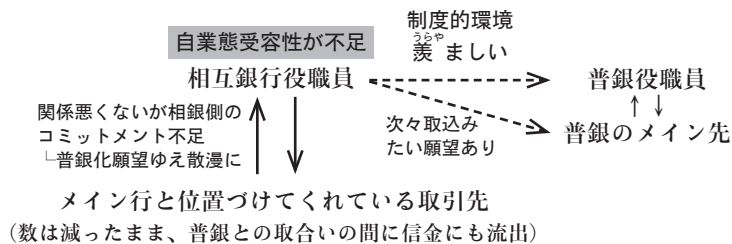
また、『金融財政事情』誌の記者の手になる桑原 [1977] は、上記のような相銀の問題点の指摘（主に当局担当者への取材に基づく）をした上で、個別相銀の融資部門等への取材に基づき、個々の相銀の中に、「小零細企業のほうがむしろ貸出に対する預金歩留りが高い」等、小口先回帰の動きもあり、他方、「経営効率化の観点から大口貸出は当然」とする考えと、二方向の動きがある、と述べている。そして小口重視すなわち（信金のような）“裾野金融”に戻ろうとすると、今度

は既に拡散的に配置されてしまった広域的な店舗網（県外店舗比率が約 27%）が、「緻密な融資政策を要求される裾野金融」の妨げになる、というジレンマがあり、結局は小口重視が“タテマエ”に終わってしまいがちなことを指摘する。

このように、1970 年代半ばの相銀業界には、大口化志向が加速してから既に十余年経ち、既に定着した体質、構造化された隘路があった。業界内からは「まず融資基盤の確立を」とか「原点に立ち戻り中小企業の理解者になるべき」とか「何よりもメイン取引先の確保を」といった正論の表明もまた、しばしばなされた（たとえば那飛 [1974]、聖 [1976]、鈍 [1977]）。そして、兵庫相銀・名古屋相銀のように「地銀不在県」で（準）地銀的な融資地盤を築き得た相銀もあった（「座談会：勝抜き戦略の核心は融資体制の確立に」[1980] pp.29-32）。しかし結局、相銀諸行の多数派的な状況は、本段の先の引用文等で示され、そして先に（5）の終盤でも論じたように、業界人士たちの心理面も含め半ば構造化され打開の出口が見出しにくい、そのような状況であったように思われる。

筆者が思うに、最も相銀業界の状況に精通し、将来を見通そうと努め、かつ率直にもの申す論者ならば、FDM(?) [1976b] の提案例（注 17 参照）のように「今となっては企業融資主体のビジネスモデルから個人融資主体へ

図表 6
相互銀行の企業融資面での問題と制度改変要求の心情的起因の図式化（1970 年代中盤～末）



出所：本論 2 節 (3) ～ (6) における検討に基づき筆者作成

と「名誉ある転進」をする（一部の競争力ある相銀は普銀転換）、ないしは昭和期の諸金融業界の「常識」であった「量的拡大」をうち捨てても「質的改善」を目指す、などを相銀業界の上層部に提案することが「筋」であったろう。しかし近現代の日本社会においてあまりにも多くの場合そうであるように、組織や業界の根本を変えるような提案は通らず（ないしは「空気を読んで」発せられず）、相銀業界の上層部でも「企業融資主体のビジネスモデルを維持したまま拡大路線を続けるには？」という問いかけだけが発せられ続けたのであろう。

前頁の図表6は、以上のような「企業融資面の隘路打開の出口が見出しにくい」状況、そしてその中で「相銀業界の生き残りのため何とかして欲しい」との制度的要求を持つに至る心情的起因を図化しようとした筆者なりの「試作」である。

(7) 手を替え品を替え“相互”名称削除の提案を繰り出す——1975年～1979年

前段の最後でその原因の分析を試みたように、相銀業界は企業融資基盤の脆弱性という根本問題への対処よりも「普銀に近づくような制度変更の要望」を優先し続けた——それが叶えば企業融資基盤も「地銀並み」になっていくとばかりに——。しかし大蔵当局の側、また学者たちやメディアの理解が得られず、出来上がった答申等をお蔵入りにして練り直したり、大蔵省に思い切って申し出ても原則論（制度変更の公共性ある理由付け、または金融機関本来の体制の欠如〔相銀業界内不祥事も〕で突き返され、要望の練り直し・改変・取り下げを行う——そのような非生産的なやり取りが1980年10月の“相互”名称の削除要望の正式撤回（金制調特別委員会の場における）まで続いたのであった。

本節の(4)の冒頭で述べたように、基本的に第二地方銀行協会〔2002〕第Ⅱ編という業界の「正史」があるゆえ、1975年半ば以

降の“相互”名称削除論議の各局面の詳しい経緯については同書に委ね、以下では1節の(3)で前言した下記①②の着目点との関係で重要なポイントに的を絞って論じたい。

- ①「正史」の叙述・評価や叙述対象の選択に肯定的バイアスはないか
- ②“相互”名称削除論議に注力することによって、看過ないしは後順位にされた業界の課題

ここまで、“相互”名称削除論議に関し、本節の(5)において「発展計画専門部会」から「相互銀行の今後の発展の方向について」と題した答申（1975年5月）が出されたことまでを述べた。ところが先の図表5の1975年の欄にあるように、その翌月には「金融制度研究会」が発足し、1978年2月まで3年間「検討期間」が続くことになる。同研究会の起ち上げの理由につき第二地方銀行協会〔2002〕は、「〔1975年5月の答申〕の主張についてはさらに吟味が必要であったし、また理論的補強も課題として残されていた」（p.298）と述べる。

「金融制度研究会」は、発足後約半年の1975年12月、吉野昌甫（一橋大教授）・山田良治（東京経済大教授）の両名に「理論的側面からの検討」を委嘱し、両名が行った全国各地の相銀22行の実地調査の知見も加えて審議を進めた（同頁）。

同研究会は、図表5の1977年・1978年の欄にあるように、1977年2月に中間報告を出し（同頁）、そして1978年1月⁽¹⁸⁾に答申を協会理事会に提出した（p.303）。同答申の解説・要旨は第二地方銀行協会〔2002〕pp.303-304に載せられており、また同研究会委員長の伊野部高知相銀会長の要点説明も『金融財政事情』誌にある（伊野部〔1978〕）。それらにもあるように、同答申では“相互”名称削除の要求は第二線へと後退し、「当面の急務である経営体質の強化と専門性追求の徹底化を図ることが、〔商号変更実現のためにも〕より現実的な対応策」（第二地方銀行

協会 [2002] p.303) という認識を答申の基本線としている。その背景には、一つには各相銀へのアンケートの答えの中に商号変更要求につき(反対ではないが)消極的な相銀もあったこと、および「この間の環境変化によって当面する経営問題が急速にクローズアップされ、名称変更問題は二次の問題になってしまった」(伊野部 [1978] p.29) ということがあった。

この伊野部委員長の発言中の「当面する経営問題」につき、同インタビュー録には具体的言及がないが、一つには天野 [1977]・井坂 [1981] などと言及されている預貸収益率急減の問題(図表7参照)、そして相銀の融資体質(本節(6)で言及)および不良債権増加⁽¹⁹⁾の問題ではあるまいかと思われる。

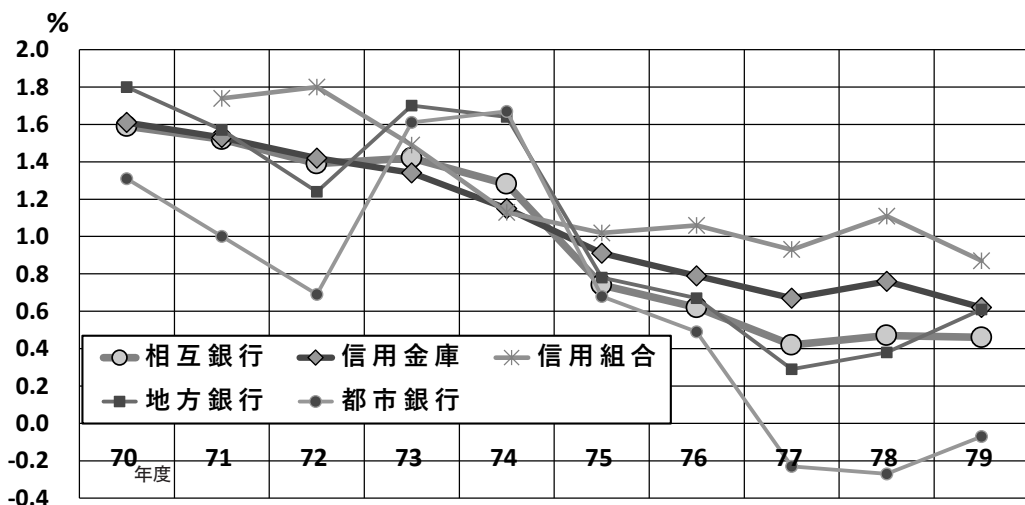
「金融制度研究会」の1978年1月の答申は、そのような厳しい金融環境のもと、かねてより指摘されてきた相銀の「高リスク・高コスト」体質の改善のため、企業融資の組織体制・人材育成や自己資本比率の向上(無コスト資金が増えれば預貸金利鞘が低くても総合資金利鞘は改善)への取り組みを優先すべ

しという、本論で述べてきたような相銀の金融機関的体質の問題から見ても、至極真っ当な内容であった。

しかしながら、そのような「真っ当さ」も、わずか2か月後に「兵庫・近畿2相銀合併」の全国紙報道が出(1978年3月下旬、『金融財政事情』1978年4月3日 p.12)、さらに同年7月には関西相銀と住友銀との合併構想が表明されたことにより、再度相銀制度論議の盛り上がりにかき消されてしまった(相銀協は同年9月関西・住友合併反対を大蔵省に申し入れ [山本 [1978b]])。金制調の一委員の「相銀界はいまようやく一つにまとまっている状態だ。あらためて相互銀行のあり方など審議したら、ふたたび普通銀行転換論と中小企業専門機関論とに割れてしまう……」(山本 [1978b] p.13)との語り方にも、当時の相銀業界内の論議の輻輳ぶりが窺われる。

前段落で書かれた事態の展開は第二地方銀行協会 [2002] には記されていない。しかしそれを頭に置くことで、1979年1月に相銀協「金融制度委員会」(1978年7月設置)が

図表7
金融5業態(都銀~信組)の預貸金利鞘の推移(1970年代)



出所：井坂 [1981] p.23 所載の表に基づき筆者作成
(同稿の元の表には出所の記載がないが、その著者の所属する大蔵省銀行局のデータと思われる)

「(合併・転換法の一斉適用による)相銀全行の普銀化」を提案した——同法の運用主体たる大蔵省の権限をないがしろにする、当時の金融界では考えられないような横着^{おうちやく}さに筆者も驚く——、その「逸脱行動」(濱嶋ほか[2005] pp.19-20)の理由が少しは分かるように思われる。

時あたかも、徳田銀行局長のもとでの「新金融効率化」推進の只中であつた(図表5最左列参照)。大蔵省自身「金融効率化」の切り札として合併を捉えてきたなか、1978年の2つの大型合併騒動(結局立消え・撤回)は、あらためて相銀業界内の「大蔵省は相銀の効率化は合併以外に方法がないと考えているのではないか」という疑心暗鬼の念(不知火[1978])を駆り立てた感がある。加えて、特に関西相銀と住友銀との合併話が一般週刊誌やテレビ等でまで騒がれることになったことも手伝い、相銀の「世評」として「根無し草」・「(普銀・信金の)サンドイッチ銀行」といった言葉まで世間に知られるようになっていた(たとえば阿部(和)[1978] p.27)。

そのような中、本節(5)で見たように元々「自業態肯定感」が低めであつた相銀業界人たちの間で、梶田[1988] p.193の言う(実際にはそうでなくても)「自分たちを受容してくれない」相手(大蔵省)に不満を募らせる、という「対人関係で不適応になっていく」現象が起り、前述の大蔵省に対する「逸脱行動」につながった、ということも考えられる。

もちろん、そのような非礼な申し出が大蔵省相手に通るはずはなく、同省からは「公式的には“無視”の態度」を決め込まれる(桑原[1979] p.14)。とはいえ桑原[1979]の記事副題にあるように相銀協という「二十兆円組織」の「自壊」もマズいと思ったのか、同省は1979年4月に正式に「謝絶」する。すなわち同省は要望に応じるのは「困難である旨の回答を示し」、それに対し、相銀協のほうでは7月に「相互銀行制度の整備にかか

る関係法令等の改正方お願いについて」という(いかにも大蔵省事前指導の雰囲気のある)表題の要望書を大蔵大臣宛に出し直した(第二地方銀行協会[2002] pp.306-309)。

同要望書の改正要望事項は7項目あり、その最初が“相互”名称の削除であつた(以下便宜的に「7項目要望書」)。法改正の提案としては本節(6)で見た1975年の「発展計画専門部会」答申に似て、「相互銀行法」を「中小企業銀行法」に改めるという方途を述べている。

(8)「“相互”銀行のイメージは悪くない」と説論され終わった金制調——1979年～1980年

1979年7月の上記の「7項目要望書」は、同年10月から始まった金制調の中小専門機関(相銀・信金・信組)問題に関する検討において取り上げられることとなり、具体的には同問題に関する特別委員会(1980年3月設置、同年10月金制調総会宛報告)において議論が行われた(金融制度調査会[1980] pp.529-530)。『金融財政事情』1979年12月17日の「新聞の盲点」によれば、大蔵省内では相銀法の改正により「7項目要望書」の第1要望「“相互”商号削除」に応じることも考えていた(p.11)。

しかし地銀からの反対論の高まりにより、金制調では慎重意見が有力になっていた(同頁)。そしてそれにも増して相銀業界にとりダメージであつたのが、1979年5月から1980年5月にかけてうち続いた簿外債務保証・業績悪化・金融支援要請などの不祥事⁽²⁰⁾であつた。

そのような相銀業界のいわば「OWN・ゴール(自ら招く失点)」、および法制局の「銀行」という略称の使用にかかる難色を前に、大蔵省は上記第1要望の実現のための自省の案(“相互”商号削除)を金制調に提示できず、特別委員会も「夏休み」前最終の第5回(1980年7月11日)までに同要望に

関する正式の審議をせずに終わった（『金融財政事情』1980年8月4日「新聞の盲点」）。

「夏休み」後の第6回特別委員会（9月25日）では、大蔵省が銀行・相銀・信金・信組のイメージを調査した（1979年9月実施）その結果に基づき審議が行われたが、『相互』のイメージは決して悪くないとの意見が大半を占めた（『金融財政事情』1980年10月6日 pp.30-31、以下も）。「相互」という語に関しても、「相互掛金」でなくとも「相互扶助」の語感があり中小専門機関として活かすことができる、との意見が出たという。加えて、信金・信組と比べても相銀が受ける専門機関としてのメリットが少なめであることにも理解を示す声が出たという。

かくして、相銀業界に対し「いたわりの声」もあったものの「相互」商号削除が合意を得ることは絶望的となり、1980年10月8日、長谷川相銀協会長（兵庫相銀社長）が自主的に要望を取り下げることで、相銀業界の“相互”名称削除論議も実質幕を閉じるようになった（『金融財政事情』1980年10月20日「新聞の盲点」；第二地方銀行協会[2002] pp.312,317）。その後相銀業界は、図表5の1980年代の欄にあるよう、名称の問題ではなく、よりきっぱりと「普銀化」する方向での制度改正の方向性を目指すようになっていった。

本論における“相互”名称削除論議の検討は以上であるが、その検討を終えるに際し、一言述べておきたいのは、次の3節（1970年代の信金業界）とも関係するが、「そこに『業態らしい』ビジョンはあったのか？」ということである。由里 [2022a] の冒頭近くで取り上げたように、1967年金制調「信金銀行化論」論議において全信協会長小原氏がぶった「ビジョン」（小原 [1983] pp.38-40）には、筆者の目から見ても「信金らしさ」を訴える（業界の役職員にも対外的にも）力があつたように思う。

本節を書くにあたって数多くの相銀業界人

士たちの言に接したが、筆者が最も「相銀らしさ」を感じたのは、皮肉にも、弘前相銀が普銀化したみちのく銀行の行是「俱大衆永久栄（大衆と俱に永久に栄える）」（福原 [1980]、杉山 [2019]）であった。それに匹敵するようなビジョンを、“相互”名称削除論議を推進した相銀業界人士達の誰もが提示できなかったことも、看過できない「敗因」であつたろう。

3. 信金業界の「信金らしさ」追求の試み

(1) 信金業界の1970年代——総じて見れば「安定成長期」・「安定運営期」

本節で信金業界の1970年代を見ていくのに際し、まず、先に相銀業界に関して作成し掲げた図表5に対応する、同業界の1970年代とその前後の概略的な年表を、図表8として次頁に掲げる。（信金業界の場合、相銀業界の“相互”名称削除論議が1980年代一杯かかって普銀転換につながったような、1980年代の事象をも年表化する必要性はないので、図表8は図表5よりも早い1980年[相銀業界の“相互”名称削除論議幕引きの年]で終わっている。）

図表8の業界略年表を作成してみて、筆者自身、あらためて先の図表5に示された相銀業界の1970年代の動きが“相互”名称削除論議に傾倒・偏倚していたことに気付かされる。図表5の表題に「“相互”名称削除論議を中心とした…」とあるように、同略年表からは相銀業界の他の方面の動き——たとえば住宅ローンやコンピュータ・オンライン化など⁽²¹⁾——をかなりカットしているものの、それらの動きを含めてもやはり、信金業界の共同的な取組みが相銀業界を凌駕していたであろう。逆に言えば図表8に表れた種々の取組みは相銀業界と比べ「雑多」に見えるのであるが、そもそも業界中央団体がなすべき役割は「多方面」に渡るものではなかろうか。

図表 8
信金業界（中央）の動きの1970年代を中心とした略年表

	大蔵省銀行行政	金融(制度)全般 / 普銀等 関連	信金業界(中央)関連
1966	澄田銀行局長就任 (在任66/7~69/7)		金制調中小企業金融問題特別委員会
1967	金融効率化	澄田銀行局長「金融効率化」を提唱	大蔵省「滝口試案」⇒ 信金業界「信金銀行化」提案を断固拒否 金制調「中小企業金融制度のあり方」答申⇒信金制度維持も、会員制度の質的充実要請
1968		金制調「一般金融機関に関する特別委員会」 (67/11-68/6)	金融二法(相銀法・信金法等改正と合併転換法) ↳ 会員制度につき出資・総代(会)制度の改正
1969		日本相銀が普銀転換 埼玉銀が都銀入り	信用金庫に統一経理基準適用(年度下期から)
1970		都銀発「銀行の大衆化」多数個人取引重視、他業態浸透	69/4~74/3「躍進5ヵ年計画」
1971		金制調「一般民間金融機関のあり方等」答申	改正信金法の出資金基準「未達金庫」の合併が増加
1972		第一勧業銀行発足(第一銀行・日本勧業銀行合併)	全信連、共同事務センター設置促進答申(71年東京に第1号) 一部の地方財務局長が合併促進姿勢⇒金庫業界警戒
1973		71秋~)金融「超緩慢」期、都銀等の中小企業貸出攻勢 ニクソン・ショック(米ドルの金交換制停止)、円変動相場に 公害・「大企業儲け過ぎ論」等背景に「企業の社会的責任」論 太陽神戸銀行発足(太陽銀行・神戸銀行合併)	全信協「他種金融機関との競争激化とその対策」答申 全信連、傘下信金の貸出・審査機能強化のガイダンス強化
1974		金制調「大口融資規制」答申⇒(12月)銀行局指導通達	72/4~)「地域協調しんきん運動」(会員増強・「店周地域」密着等) 73/4~76/3「躍進第2次3ヵ年計画」(躍進5ヵ年計画は終了)
1976		75~)国債発行額高水準となり金利自由化の促進剤に	京都信金が発端の「コミュニティ・バンク論争」(73~80頃) 76/4~79/3「安定成長3ヵ年計画」(地域主義・軒・先・口数主義) 全国7地区共同事務センターを結ぶオンライン・ネット実現(10月)
1978		徳田銀行局長就任 77~79初)金融緩和期、都銀等の中小企業低金利攻勢	76頃~)「融資政策(指針・方針)」、「適正利益」の重要性の議論多く
1979	79半ば~)金融引締め期、都銀の中小企業選別融資強まる (優良先には引き続き融資推進、割安金利提示)⇒大都市信金は引き続き防衛、小口先重視も	79/4~82/3「第2次安定成長3ヵ年計画」(地域密着による高密度経営)	
1980	79終盤~)第二次オイルショック、債券金利急騰 中期国債ファンド認可、改正外為法 → 「二つのコクサイ化」 金制調答申、相銀普銀化につき「機未だ熟さず」(11月)	↳ (都内信金)「融資構造」見直しの動き(店周・小口先重視) 東京都信協「都内信用金庫における会員制度の活性化について」 しんきんネットキャッシュサービス(158庫)。(株)しんきんクレジットサービス開始	

出所：全国信用金庫協会 [1977]、全国信用金庫協会 [1992]、全国信用金庫協会 60年史編纂室 [2012]、『金融財政事情』誌、西村 [2003]、森 [1973]、由里 [2022a]、由里 [2022b]、由里 [2023]、石川・石田 [1981] に拠り筆者作成（年表左端欄の「大蔵省銀行行政」は図表5に同じ）

(2) 「信用金庫（法）抹殺論」というトラウマ体験からのスタート

1節の(2)で前言したように、信金業界の1970年代の歩みは、1967年前半の金制調特別委員会において「信用金庫法抹殺論」（滝口試案）を銀行局制度調査室から投げかけられた、という「トラウマ体験」の上にあった。相銀業界とは逆に『信用金庫』の名を決して奪われないよう、『信用金庫らしさ』とは何かを突き詰めて考え、より『信用金庫らしく』なろう」ということが、少なくとも業界レベルでの取り組みとしては最大と言ってよからう眼目であり続けた。

1970年代の初め頃に業界人士たちが感じていた「信用金庫抹殺論」——彼らの主観的回想では「信用金庫法」よりも「信用金庫」そのものが「抹殺」されかけた——という「トラウマ体験」、ならびにそれが彼らの内に

どのような志向性を芽ばえさせたかを、良く物語る証言として、「座談会：原点に帰って今後の方向の見直しを」[1971]における中島栄治多摩信金専務理事の発言を引用しておく。

「五ヵ年計画が策定できたのは、やはり滝口試案が起点ですね。当分の間〔企業向け融資〕市場が〔普銀と信金・相銀等の間で〕同一化するまで、中小企業専門金融機関を認めるんだということなんです。ですけれども、…市場が同一化したときには、やはりまた〔制度〕改正がある、信用金庫がほんとうにそのとき役に立っていなければ抹殺される、ということをお忘れははいけない。」(p.44; 下線引用者、以下も)

「これはたいへんだというようなことで、五ヵ年計画を立てました。その第一に、

中小企業の金融を円滑化することを掲げまして、[第二に]豊かな国民生活をするんだ、それから地域開発に貢献するんだ、という大きなビジョンを立てたわけです。[滝口試案を突きつけられたことは] 初めて、信用金庫はこの道を進まなきゃいけないんだ、原点に帰ってもう一度考え直し…ビジョンをはっきり打ち出すことを教えてくれたと思うんですよ。」(同頁)

滝口試案が1967年金制調特別委員会の場で提示された時に、それを返したのは全国信用金庫協会(「全信協」)小原会長の「信金のビジョンはこれだ。滝口試案にはビジョンはあるのか?」という「返す刀」であった(由里[2022a] p.56)。その「英雄譚」は、小原会長が1970年代を通じて全信協会長を務め続けたことと相俟って、1970年代の信金業界が「信用金庫の3つのビジョン」を定着させていったこと——それは業界で今も生き続けている(全国信用金庫協会60年史編纂室(編)[2012] pp.151-152)——につながったものと考えられる。

上の中島発言にある「その第一に、中小企業の金融を円滑化することを掲げまして」以下のくだりは、その「3つのビジョン」の定着のさまを物語っているとともに、本段のはじめに述べた『「信用金庫らしさ」とは何かを突き詰めて考え、より『信用金庫らしく』なろう』という信金業界の姿勢の一端を物語るものでもあろう。

(3) 1969年の「躍進5ヵ年計画」に示された1970年代の業界基本姿勢

由里[2022b] pp.55-57で述べたように、1960年代以前から信金業界の特色は、業界内結束の固さと「○○…ヵ年計画」・「○○基本方向」等の「業界指針」(由里[2022b]における呼称、本論でも継承)を継続的に打ち出していくことであった。

1967年金制調答申と1968年金融二法以降の初の業界指針は、図表8の略年表にもあるように1969年の「躍進5ヵ年計画」であった。この計画については由里[2022b] p.59でも紹介したのであまり重複せぬようにしたいが、本論の視点からは下記の諸点が打ち出されたことが注目される(全国信用金庫協会業務部[1975]所載「躍進5ヵ年計画策定要綱」より、頁数も同計画集におけるもの)。

- ①「信用金庫本来の『大衆路線』の堅持」、すなわち「中小零細企業者や一般大衆層への定着を確固不拔のものに」すること。(p.33; カギ括弧内は原文、下線は引用者、以下も)
- ②「信用金庫の持つ独自性の発揮」こそが大切であり、その独自性は「中小企業金融専門金融機関・地域金融機関・会員制度—協同組織金融機関」の3側面からなる。(p.33)
- ③「全戸会員・全戸利用を目的とし、事業はつねに多数者利用を原則として、先数・口数等の増大に眼目をおいた運営をはからなければならない。」(同頁)

「躍進5ヵ年計画」のこれらの強調点のうち、上の①は「信用金庫の3つのビジョン」、②は1968年金制調答申に、各々沿おうとする姿勢の表れであろう。そして③は①・②の実現のための戦術であるとともに、「全戸会員・全戸利用」という標語には1950年代の非大都市部信金に「残存」していた戦前の産業組合時代の雰囲気(由里[2021b] p.51)も感ぜられる。

(2)で引用した中島発言にあった「信用金庫[の]原点に帰ってもう一度考え直し…ビジョンをはっきり打ち出す」という探求過程では、以下で見るように、1970年代の業界指針等において、時に「復古主義」的な概念や目標も現れる。

1節(2)で見たように、1968年金制調答申が中小企業金融3業態に示した基本姿勢は

「中小企業（分野）への定着」であった。2節で見たように1970年代の相銀業界はそれから離れていこうとする方向に業界の力を傾け続けたが、信金業界のほうは同時期それを「極める」方向を（少なくとも業界指針においては）志向し続けていく。

前節でみた相銀業界は、1950年代後半頃から後、相互掛金という「似非伝統的」な——由里 [2020c] pp.90-92 で述べたようにそれは既に無尽本来の「講員」を欠いていたから——独自商品から加速度的に離れていき戻らなかった。一方、信金業態は1969年の「躍進5ヵ年計画」以来、その「協同組織」という（戦前の産業組合からの系譜上）「半伝統的」な——由里 [2021a] pp.101-103・由里 [2021b] pp.63-64 で論じたように信金制度は「協同組合」的性格を金融機関たることに劣後させるものであったから——組織形態につき、1970年代を通じてそれから離反する動きを取ることはなかった（「形態」以上に「協同組織性」の「中味」を追い求めたかどうかについては本節（7）において述べるように中途半端であったが）。

（4）1971年以降の「地域主義」的営業の具体化

全国信用金庫協会 [1992] すなわち『信用金庫40年史』は、信金業界の営業活動が1973～1974年度あたりを境に「大きく変貌する兆しをみせ」、信金業界は「協同組織による会員制度のあり方を再認識して地域によりいっそう密着し、人的結合をより強める方向で営業活動の見直しをはかった」と記している（p.391）。その戦略転換の背景として同頁では銀行業界の「大衆化路線」（コンピュータ化により可能となった多数の小口取引口座の業務処理能力を背景とした個人小口先への浸透路線）を挙げるが、図表8の業界略年表の1972年の欄にある銀行の中小企業取引への積極的進出もまた、その背景にあった。

その業界略年表の1973年の欄に記された

「躍進第2次3ヵ年計画」では、下記の3点が営業活動の主眼とされ、1976年以降の「安定成長3ヵ年計画」の時期を含め、1970年代の信金業界の営業基本戦略の柱をなした。

①地域主義：営業店のテリトリー（営業推進範囲）を1) 全人口利用が可能な範囲、2) 店頭誘致が可能な範囲、3) 訪問活動の効率化が可能な範囲、4) 顧客管理が可能な範囲、5) サービス機能の発揮が可能な範囲、に限定

②軒・先・口数主義：法人・個人を問わず軒並み全戸訪問によって、まず「軒」（取引世帯）の増加をはかり、取引が始められた「軒」には深耕して「先」（取引顧客、従業員を含む）の増加をはかり、さらに取引「先」に深耕して「口数」（取引口座数）の増加（すなわち複合的取引の推進）を図る

③専門主義（信用金庫の独自性）

【1】協同組織性：会員数の増加

【2】中小企業専門性：中小企業、特に都銀等の手が回りかねる小口・零細の事業を積極的に開拓し、預金（積金）から始め徐々に融資取引へと深耕

【3】地域金融機関性：上記【1】【2】の活動に加えて「信用金庫も地区内の一住民であるとの自覚のもとに、あらゆる機会をつうじて地域内の人々と交流をはかり、地域社会にいっそう溶け込む必要がある」という考えを徹底させる」

（以上、全国信用金庫協会 [1992] pp.391-396；下線は引用者）

以上のような営業基本方針が、信金業界の渉外活動と営業成果にどう反映したかについては、計数的な概括を後の（7）において簡単に行うことにする（1節（5）で言及したように先行研究として新井 [2011] があり、同論も参照されたい）。

なお、上記の3本の柱の「③専門主義（信用金庫の独自性）」、その中の「【3】地域金融機関性」の説明に「あらゆる機会をつうじて地域内の人々と交流をはかり、地域社会にいつそう溶け込む必要がある」と記されている。それに関連して「地域協調しんきん運動」に言及しておきたい。図表8の業界略年表の1973年の欄に「72（年）／4（月）～」と付されて載っているこの運動は、全信協の公式運動期間としては1972年4月から1974年3月にかけて実施されたが（全国信用金庫協会 [1992] p.389）、元々の動機は信金経営に浸透してしまった「経営合理化・規模拡大第一を、地域密着、会員・顧客を大事にすることを第一とする方向に転換しようという運動」であった（同 pp.405-406）。

基本的にローカル視点が求められたこの運動の具体的取り組みは各信用金庫の創意工夫に負うところが多く、『信用金庫』誌は1972年4月から1977年10月まで「地域協調しんきん運動シリーズ」を5長期に約5年半に渡って連載した（同 p.407）。そこで紹介された活動は、顧客向けの情報誌等の刊行、「地区別懇談会」改め「苦情を聞く会」の開催、金庫役員の支店・顧客定期訪問、花の種の店頭配布、口数・先数増強や家族員把握のためのマーケティング手法、地元市役所と連携しての商店街高度化資金の提供など多岐に渡っていた（同 pp.408-409）。

(5) 都銀等の攻勢に対する合理的対応としての「小口重視」・「地域主義」

(4)の前半で、1970年代中盤における信金業界の営業戦略見直しを促した状況として、図表8（業界略年表）の1972年の欄にある銀行の中小企業取引への積極的進出もあったことを述べた。1971年秋以降の「金融超緩慢」状態（柳田 [1972] p.62）の時期には、都銀の「下方シフト」（中小企業貸出への進出）は、従来の「金融緩和期のみのバッファー（調節弁）的中小企業貸出」から

「長期的観点に立ってかなり本腰を入れる」変化の兆しを見せていた（木村 [1971] pp.14-15、「（匿名座談会）脱皮を迫られる中小金融経営」 [1972] pp.28-29）。

その支店網を通じ全国各地の信用金庫の業務指導役の役割も担う全国信用金庫連合会 [全信連] は、そのような情勢を背景に、1972年に中小企業貸出（の防御戦）にかかる情報提供・指導用の一連の冊子を発行している。全国信用金庫連合会企画調査部 [1972a]・[1972b]（「信用調査の進め方」・「小零細企業向け貸出審査の手引」）、および同 [1972c]・[1972d]（「信用金庫が脅威を受けた銀行貸出攻勢の諸事例」・「信用金庫の貸出業務の実態」）がそれである。

これら全信連の一連の諸冊子の内容の紹介は、前段でも言及した新井 [2011] が pp.398-407 においてある程度詳細に行っているのでそちらに譲りたいが、本論においては、全国信用金庫連合会企画調査部 [1972c] の「預金額が大きな信金ほど、取引先企業の規模が大きいがゆえ、他金融機関との競争が激化している」との観察が重要であろう。

残念ながら元の文書は未入手であるが、全信協経営対策委員会の「他種金融機関との競争激化とその対策」と題した答申の下記2つのポイント（下記『金融財政事情』誌が列記する5つのポイントのうち）は、先の2つの段落で挙げた全信連企画調査部の諸ペーパーと、(4) でみた「地域主義」・「軒・先・口数主義」・「専門主義（特に【2】中小企業専門性）」との間に存していた、業界スタッフ・上層部の戦略的考察を物語るものとして重要と思われる。

「一、上位規模層への取引の開拓はむしろかしく、またその取引度合いも高ければ高いほど銀行等の攻勢を強く受けるので、狭域高密度経営による裾野金融に徹し、漸次底辺層の拡大に努める必要がある。」

「一、従来のマーケティングは預金吸収にやや片寄っていたきらいがあるので、今

後は地域経済の変貌に目を向け、地域内の世帯数、企業数を町別あるいは業種別に把握し、地域内における貸出のシェアアップを図っていく必要がある。」（『金融財政事情』1972年7月24日 p.43；下線引用者）

このような状況観察と戦略的判断とが、先の(4)で述べたような「中小企業専門性」・「地域主義」などの営業基本方針に結びついたのであろう。その後1970年代を通じて、1節の(4)で前言したように、信金業態としての独自性があり競争力ある融資基盤となりうる、そのような対象与信先マーケットを業界をあげて考究し、その融資基盤の開拓のため業界として出来るバックアップ施策を考えることに注力する取り組みが続いた。

信金業界はまた、マクロな経済・金融環境、中・小・零細企業の動向などにつき、川口弘中央大教授を代表役として組織された「中小企業金融研究会」メンバーに委嘱して、ご意見番・知的指導者としての助言を継続的に仰いでいた。8名の関連分野学者たちが参加した、単著論考と「コメンテーター」（堀家早大教授）意見からなる書である中小企業金融研究会 [1973]、川口弘（著者代表）[1975a,b]（所収論考は実質1971頃まで）、そして中小企業金融研究会 [1983]（委嘱元は全信協から東京都信用金庫協会 [東信協] に変化）の3編が今に残る研究成果である。たとえば中小企業金融研究会 [1973] 所収の高田 [1973(1972)] や高田 [1973(1971)a] には、(4) および本段で見た信金業界の戦略的方向性につながったと思われる知見⁽²²⁾が見出される。

また、上記の中小企業金融研究会の3編の書中ではないが、同会の中軸メンバーの手になる堀家 [1975] の「相銀業界は中小企業融資の口数軽視で融資基盤を弱体化させた」との旨の指摘 (p.278 [原論文初出は1973年5月]；本論2節(3)でも紹介) もまた、信金

業界にとって「反面教師」的な役割を果たしたのではなかろうか。

(4)で述べたように、「地域主義」・「軒・先・口数主義」・「専門主義（信用金庫の独自性）」という信金業界の営業戦略の3つの柱は、1973年開始の「躍進第2次3ヵ年計画」、そして1976年開始の「安定成長3ヵ年計画」の両3か年を通じて重視され続けた。その「重視」が単なるスローガンの旗印ではなかったことは、例えばNNN [1976b] の論考や石原 [1979] の記事を見ても明らかである。

それら2つの稿のうちNNN [1976b] は、信金業界に見られる「地区拡張」（定款上の「地区」[営業する市区町村の範囲]の追加）の動きが「狭域高密度経営という業界コンセンサス（と著者は考える）」に反して地理的に拡張的であることに苦言を呈し、「信金の地元性をもっと強める」ことを訴えている。そして、信金の本店所在地の市・区での店舗増設をしにくくさせている大蔵当局の店舗行政、さらに、量的拡張を促す元となっている「効率化行政」にも苦言を呈している。

(6)「融資政策（指針・方針）」の必要性の増大と信金業界における提言等

前段の終わり近くで紹介した2つの稿のうち、後者の石原 [1979] の記事は、1979初までの金融緩和期において都銀の中小企業融資攻勢に晒された都内信金に関するものである。(5)の冒頭近くで、1970年代初め頃の都銀が中小企業貸出につき本腰を入れる姿勢を見せ始めたことを述べたが、1970年代末頃には都銀も業況・財務優良先を中心に中小企業向け融資に「定着」しつつあった⁽²³⁾。とはいえ、都銀は中小企業融資先の「格付け」に基づき金利や資金使途（期限の長・短）などの条件付け・「選別」⁽²⁴⁾も行うため、元々のメイン金融機関である信金にいわば「出戻ってくる」資金需要もあり、信金の側でも場当たりのではなく融資対応方針を業種

や先ごとに決めておく必要が生じてきたことが、石原 [1979] の伝える都内信金の多くの事象から読み取れる。そして同記事は「都内信金では…都銀攻勢に振り回された“苦い経験”から、融資構造の“見直し”に着手しました」と述べ、例として城南信金の「店周志向」・「小口先重視」の強化を挙げている。

この石原 [1979] の伝える、都内信金が直面する融資構造“見直し”の課題は、以下で引用する大蔵省検査官たちの発言の中の「融資姿勢」の明確化の課題に相当しよう。

「(検査官 A) 従来から“ぶら下がり融資”という言葉がある。つまり、信金は相銀の、相銀は地銀の、地銀は都銀の融資をみて、ぶら下がっていけばなんとなく安定していた。ところがいまや下のほうの金融機関も自主的によく見極めた融資をしなければならぬ。審査のノウハウを自らよく考えていかなければならぬ。そういうことが強く要求される時期にきているのではないかという気がする。」

「(検査官 S) 現時点で分類率が非常に悪くなっているのは、土地関連融資、レジャー関連融資だが、これなどは審査体制というよりは融資姿勢の問題だ。」

「(検査官 K) 融資姿勢の話でいえば、たとえば地域別の資金配分とか業種別の資金配分というのもある程度問題になると思う。業種別の資金配分では不動産に偏っているとか、建設に偏っているということになると、何かあった場合に大きなキズを負うことがありうる。そういう意味では、業種別にある程度平均的な資金配分をするというのも一つの方法ではないかと思う。」(以上、「銀行局金融検査官座談会：資産内容の健全性保持が長期的な戦略課題に」[1978] p.29、下線引用者)

上の引用中で、検査官 S・検査官 K が述べる「融資姿勢」は「融資ポートフォリオ戦

略」に相当しようが、それは由里 [2022b] 1 節 (3) でその役割の重要性を強調した「クレジット・ポリシー」の一環をなすものでもある。そして一番上の検査官 A の発言中の「(上位業態の)ぶら下がり融資も今や安全とは限らない」との旨の指摘⁽²⁵⁾は、先に紹介した石原 [1979] が伝える都内信金が小口先重視戦略を一層取るようになってきた、という現象と照応する面がある。

本段で以上見てきた信金を取り巻く中小企業融資の環境変化、ならびに (4)・(5) で見た「軒・先・口数主義」・「専門主義(特に中小企業専門性)」という信金業界の現場営業の基本方針を背景に、1970 年代後半の信金論壇においては「融資政策(指針・方針)の確立」が提唱・強調されることが増加している(NNN [1976c]、VO [1977]、茂策 [1977]、新 [1980] pp.193-195、など)。これらのうち、茂策 [1977] の提言は簡潔かつ明瞭で、この当時の信金業界の「新しい融資政策」(同稿のタイトル中にあるとおり)の提案例を示してくれていると思われるので、以下に要約して紹介する(符番およびカギ括弧内は原文どおり)。

- ①(銀行との競争上の)金利引下げは金庫の体力に見合った範囲にとどめる
- ②「会員組織の活用」と「地域の総見直し」により銀行が相手にしない「小零細の融資先を積極的に開拓し、多数者利用を促進する」
- ③住宅ローン、消費者ローンについては各々クレジットラインを設定し計画的に拡充する
- ④金利面以外の「機能サービス」(調査・情報の提供など)の強化に努める
- ⑤信用保証制度・制度金融の活用、代理業務の拡充強化
- ⑥貸出金のレート管理の精緻化(実質金利による銀行との比較、業種・金額別のレート管理、情勢に即応できる金利テーブル表など)

また、新 [1980] pp.193-195 では朝日信金の「貸出方針」の実例を紹介しているが、茂策 [1977] が示す②③⑤とかなり共通している。但し、同「貸出方針」は一層明確に「企業貸出（中でも運転資金）優先」を打ち出し、その理由として「中小企業とくに小零細企業はいつも当面の資金繰りをつけていなければならないので、まずその必要に応ずることが信用金庫に要求される役割だと考えるからである」（p.193）と述べている。

茂策 [1977] の6項目のうち、新 [1980] と呼応しない①④⑥に共通するのは「貸出レート設定」という融資政策の側面である。これは一つには当時激化しつつあった都銀等とのレート競争への対処の必要性からであろうが、もう一つには1972年の全信協経営対策委員会「他種金融機関との競争激化とその対策」答申（『金融財政事情』1972年7月24日 p.43）の一番目に初出（筆者が文献探索した限りでは）した「適正利益」という信金業界の考え方とも関連があるように思われる。

新 [1980] pp.206-208によれば、株式会社のように利益極大化目標を置くべきでない協同組織の信用金庫は、株式会社的な「必要利益」ではなく、金庫会員たる中小企業の「より低い借入金利を」という要望との釣り合いも勘案した「適正利益」という考え方を取るべき、という。この「適正利益」については「信金主計座談会：机上の分析から利益行動展開の時代に」[1978] p.36でも議論されていて、筆者の言葉で要約すれば「金庫自身が金融機関としての持続可能性を保ちうる利益水準」というのが共通線であったようである。

(7) 信金業界の中小事業先確保の度合いと信金制度に関する姿勢

本節の前段までの検討内容も念頭に置きつつ、1970年代において信金業界の金庫一般（全体の集計量）が、「軒・先・口数主義」・

「専門主義（特に中小企業専門性）」という営業戦略の支柱をどの程度達成したかにつき、他業態との比較で確認してみたい。

先の2節(3)で掲げた図表4（4業態の中小企業貸出先数・1先当り貸出残高の推移）によれば、信用金庫の中小企業（本表においては各業態とも事業性個人を含む）の貸出先数は1970年と1980年との比較で1.13倍である。これは地方銀行の同1.06倍よりは大きいですが、相互銀行の1.22倍、都市銀行の1.26倍に比べると見劣りし、業態間比較で必ずしも目立った増加倍率ではない。

他方、専門主義（信用金庫の独自性）の「【1】協同組織性：会員数の増加」（本節(4)参照）との関連で最大の眼目の一つとされた金庫「会員数」に関しては、同じ10年間の比較で1.50倍（約367万人から約553万人）と大きく増加している（全国信用金庫協会60年史編纂室（編）[2012] 巻末「信用金庫関係諸統計」p.951）。非営業性個人を含めた貸出先数についても、信用金庫のそれは同じ10年間の比較で1.73倍（約201万先から約349万先）と一層大きな倍率を示しているが、その増加内訳は非営業性個人が約68万先から約198万先と圧倒的に牽引している（同p.963；個人向け融資への積極的姿勢が業界内にあったことに関しては由里 [2023a] p.65も参照）。

つまり、本節で論じてきたように1970年代の信金業界は専門主義（信用金庫の独自性）の「【2】中小企業専門性」をブレずに掲げ続けたものの、他業態との競争を制して中小企業の融資先を取り込み続けたわけでもなかった。この経緯、特に先の図表4にも表れている1970年代後半の「苦戦ぶり」につき、全国信用金庫協会 [1992] p.374は「中小企業の売上げや収益が伸び悩むにつれて資金需要が停滞したこと」を、また同p.375は都銀等の「プライムレート以下の」低金利攻勢（本論本節の(5)でも言及した）を、その要因として挙げている。

とはいえ、1970年代を通じて信金業界が中小企業先数を漸進的にせよ伸ばし続けたこと（先の図表4）も事実であり、前節（6）で試みに描いた図表6（相互銀行の企業融資面での問題と制度改変要求の心情的起因の図式化）に対応する、1970年代における信金業界の図式を描くとすれば、図表9のようになるうか。

1970年代の信金業界が、相銀業界とは異なり現行の信金制度の変更を求めなかったことは、本節の今までの叙述・検討から十分しめられていよう。（4）で示した信金営業の3つの柱の中の「③専門主義（信用金庫の独自性）」の第1番目に「【1】協同組織性」、第2番目に「【2】中小企業専門性」とあるように、信用金庫が協同組織性をもった中小企業専門金融機関であることは、全信協のトップ層から各信金の全国の営業現場に至るまで意識され、また支持されてもいたと言えよう。

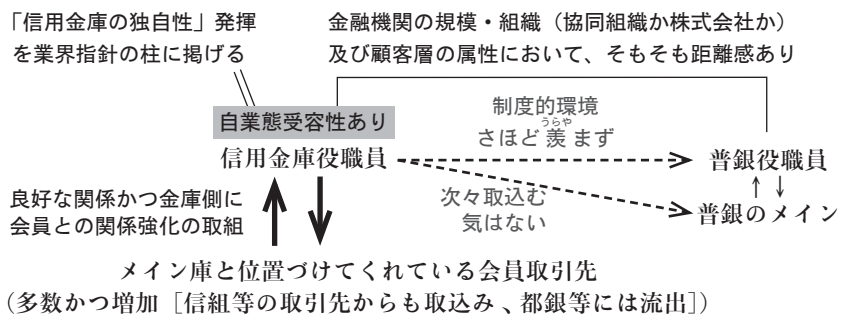
しかしながら、新 [1980] の次の指摘のように、「協同組織性」を唱えるその中味が（1967年金制調における質的充実の要請⁽²⁶⁾）にもかかわらず）往々にして形骸化していたことも事実であったようである。

本節の（3）でも前言したが、由里 [2021a, b] で検討したように、信金業態における「協同組織性」は戦前の産業組合時代からの「協同組合」の性格をせいぜい「半伝統的

に、形式的に継承したものであった（協同組合性の金融機関性に対する劣後が信用金庫法制自身に組み込まれた [由里 [2021a] pp.101-103]）。新 [1980] pp.93-94 は、信金制度発足当時から「金融機関たらんことを主張する」信金業界人士たち（大都市部に特に多かった）と「協同組織理念を強調し『協同組織の原点に帰れ』と…主張」する業界人士たちとの対立が続いてきたと述べ、その後の協同組織性を巡る業界内の論調につき、以下のように要約している。

「…業界内には協同組織について大別すると二つの潮流がみられたが、大勢としては、次第に協同組織性よりも地域金融機関性が強調されるようになり、ある時期には中央機関の内部で協同組織という言葉を意識的に避ける傾向さえ生まれたのである。それとともに協同組織の語にかえて『会員制度』といういい方がされることが多くなった。（改段落）その後いわゆる銀行の大衆化の進行、低成長経済への移行に伴う金融機関相互の競争激化などにつれて業界に『独自性発揮』への関心が強まり、その独自性として協同組織を再認識しようという空気が高まって、そこに『会員制度の活性化』ということが問題とされてきたわけである。」（p.94；下線は引用者）

図表9
信用金庫の中小事業先確保の様相ならびに信金制度を受容する態度の図式（1970年代）



出所：本論3節（2）～（7）における検討に基づき筆者作成

この新 [1980] の文を読むと (1973 年オイルショック以降の) 低成長経済・金融機関間競争激化のもと、「会員制度の活性化」など信用金庫の協同組織性への業界内の関心が高まったかのようにも解されるが、筆者が見る限り、1970 年代の信金業界内の協同組織性をめぐる言説は新 [1980] の引用文のはじめの方にある「大勢としては…協同組織性よりも地域金融機関性が強調される」という状況であったと考えられる⁽²⁷⁾。

それでもなお、信用金庫の協同組織性は少なくとも、『地区内』の『中小企業』事業者だけが会員になれる」、そして「会員だけが事業性と信を受けることができる」という信用金庫法の規定 (第 10 条・第 53 条 1 項二と三) を通じ、信金業界が 1967 年金制調答申どおり「中小企業に定着する」ことにつき、強力なアンカー (錨) の役割を果たしたと言えよう。そのことを筆者に感じさせたのは、1970 年代末の“相互”名称削除論議を目の当たりにして、信金制度が協同組織性を内包することの「有り難さ」を改めてかみしめるような、次の一文であった。

「…中小企業金融を問題にする場合に忘れてはならないことは、相互銀行、信用金庫および信用組合の制度創設に共通した理念として、『相互扶助』があったことである。つまり、相互銀行については、相互掛金業務が相互扶助の理念を具現する手段として導入され、また信用金庫と信用組合については、その協同組織性が相互扶助の理念を具現する組織原理とされたわけである。(改段落) 中小企業の金融問題については、その信用力および担保力の弱さが常に問題の核心となっており、それを解決する方法として、わが国では相互扶助の理念が重要な要素として採用されてきたという歴史的事実は、十分認識されなければならないだろう。」(真 [1979]；下線は引用者)

この引用部分に続き、真 [1979] は 1979 年秋当時の“相互”名称削除論議に関連し、「相互掛金業務がきわめて縮小してしまったということと、相互銀行の行動形態が都市銀行化してきたということとの間に深い因果関係があるといえないであろうか」と述べ、「相互」二文字を削除してどうして中小企業金融専門機関として生きていけるのか、「理念なき制度は、容易に変質するという運命をもっているような気がしてならない」と、憂えている。そして信金業態にあっても、会員制度の重要性を自覚しその形骸化を防ぐ努力が必要、と述べるのである。

(8) 信金業界における「自生的“リレバン”」の萌芽

本論の冒頭 (1 節 (1)) で述べたように、本論を含めた筆者の近年の一連の相銀・信金・信組の昭和戦後史にかかる論文の基底には、研究ノート由里 [2019] において述べた、「わが国固有のリレーションシップ・バンキングの起源・態様を探る」ことへの関心が共通して横たわっている。

1 節 (5) において新井 [2011] を数少ない本論の先行論文として挙げ、対象時期が異なる新井 [2013] にも言及した際、「貸し手・借り手間の融資関係や貸し手の融資判断そのものにリレーションシップバンキングが存するがゆえ、それら 2 つの論文ともその解明の面では未達の感がある」と述べたが、筆者自身、たとえば本論で言えば 1970 年代当時の「貸し手 (信金)・借り手間の融資関係や貸し手の融資判断そのもの」を探ろうとすること、そのことが極めて難しいことを十分思い知っている。

とはいえ、本研究を通じ、1970 年代の信金業界の涉外・融資姿勢の描写や、それらのあるべき姿に関する提言などに、結果的に金融審議会金融分科会第二部会 [2003] (「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」、以下「2003 年 RB 報告書」) に述べ

られている「リレーションシップバンキング」のあり方と似た「貸し手（信金）・借り手間関係」の様相に少なからず接してきた。そのたびに、拙著『リレーションシップ・バンキング入門』（由里 [2003]）を上梓した前後に「先生の仰るアメリカのコミュニティ銀行の“リレバン”は、私たち信金はずっとやってきたことと同じですよ」と何度も信金業界の方々から声を掛けられたことも思い出されたのであった。

それゆえ、本節を終える前に、本段のタイトルどおり「信金業界における『自生的“リレバン”』の萌芽」を示唆するような記述を、以下、筆者の目に特に留まった論説・意見表明から選り上げて、紹介しておきたい。

本節の(6)で見たように、高度成長期の終焉後、1974年以降の低成長期が長引くにつれ、「優良先」中小企業に都銀のセールスがかか一方で信金が命綱となって中小企業取引先の苦しい局面と付き合うことも増加していった。1976年の2月に『金融財政事情』誌に載ったNNN [1976a]（信金経営にかかる論説シリーズの第1回）には、第一次オイルショック後の深い景気底這いの時期（風車 [1976]、岩下 [2010] p.10）において、取引先中小企業および地元経済の苦境に逃げずに向き合うための事例や提言がちりばめられている。

NNN [1976a] は、1975年秋から全国レベルで開始された信金業界の中小企業景況調査の取組みを「信用金庫の手で中小企業の景況の状況をつかみ、顧客にその結果を伝える」こと、それ自体の意義を評価しつつも、「この調査をもとに情勢を反映したキメの細かい融資政策を立てるという方向での活用」こそが大きな課題と述べる。そして個々の信金が「カンや経験や担保や他金融機関の動向」による当面の融資政策を作っているような信金業界の一般的現状を乗り越えるためには、個別信金独自の景況調査や地元の商業・工業調査などが必要であること、そしてそれ

ら調査を契機に顧客とこれからの地元経済等を考える協調行動が取れば一層良い、と述べている（多摩中央信金における事例にも言及）。

NNN [1976a] の「中小企業との結び方」の二つ目の提言は、長期不況の結果行き詰まりつつある地場産業などに対し「中小企業が悪くなれば（通勤サラリーマン等）個人があるさ」との逃げの姿勢を地元信金は取るべきではなく、「これに対してどういう態度を示すかは、業界の試金石となる」というものである。事例として、そのような事態に際して「よく面倒をみた」巣鴨信金を挙げ、同信金が「その後きわめて…信頼され、支持されている」と述べている。この姿勢は、筆者も由里 [2003] の p.203 で述べた「(大手)銀行が逃げる場合でも自分たちは逃げないというコミットメント」を示すものであり、2003年RB報告書も1.(1)(注1)などでリレーションシップ・バンキングの特徴の一つとして挙げている。

もう一つ取り上げておきたいのは、NNN [1976a] より若干後の相互に関連した3つの論考であり、1976年末から1977年央にかけて、やはり『金融財政事情』誌に掲載された同誌記者の手になる河野 [1977] およびNNN [1976d]・NNN [1977a] である。これらのうち、まず河野 [1977] は、都銀が「成長力の高い優良中堅・中小企業に限定して」貸出を積極化する中、信金を引き続き頼みの綱とする中小企業は一般的に前向きの資金需要も少ないこと、そして1976年以降は「不況型の“息切れ倒産”が激増」しているという信金業界の中小企業取引先の情勢を伝える。その中で「先行き危険な企業には貸し出さないのか、金庫の使命として、つなぎ的であれば貸し出していくのか」が難題となっている（全信協の話）、と述べ、次いで都内主要信金の融資審査本部の悩める声を伝えている。

NNN [1976d] はそのような状況を踏ま

え、また掲載時期が金融界の「年末金融支援」の時期であることも意識して、「(もはや)一時しのぎの資金供給姿勢では通用せず、現状を前提として貸す、貸せるという[判断]力をわれわれが持たざるをえない」と断じる。信金取引先の多くが「長期にわたる不況のなかで危機的状況に追い込まれ、そこから脱しきれていない」なか、「金融機関に対しても、いままでとは違う援助を求めていることが感じ取れる」と述べて、貸す側も借りる側も一時しのぎ的な発想から脱するよう求める。そして信金業界は「一部金融機関のように、[不況]対応に成功した優良企業とだけ取引すればよい」のではなく、「取引先のすべてがよくなるように努力しなければならない」と述べる。NNN [1977a] ではその方途として、「預金や担保があるから貸す」という発想から脱し、貸出担当者は「商売、生活の全体をとらえること」を目指すべき、と述べる。このあたりもまた、2003年RB報告書の4.(具体的な取組み)の中の「担保偏重」からの脱却、さらには昨今の金融庁用語で言えば「事業性の重視」というリレーションシップ・バンキングの要点とも通じる発想であろう。

以上のように、1970年代後半の信金業界内には「自生的“リレバン”」の萌芽があったように思われる。そして、やはり「“リレバン”的な実践」(理論的裏打ちは欠いていたにせよ)を説いた当時の金融論学者たち——例えば由里 [2019] pp.42-43で引用した高田 [1973(1971)b]⁽²⁸⁾ や同 pp.43-44で引用した森 [1983(1982)]⁽²⁹⁾——が、本節の(5)で述べたように信金業界と密接な交流のあった中小企業金融研究会のメンバーであったことは、その信金業界内の「自生的“リレバン”」の萌芽と無縁ではないのでは、と筆者には思われる。

以上、本段で見てきたような「リレバンの姿勢」の萌芽——少なくともその程度の評価には値しよう——は、1970年代の信金業界

が「中小企業への定着」を図ろうと努め、都銀などとの競争激化のもと、信金が得意とする中小企業融資の態様・マーケットを追求してきたことと無縁ではなからう。筆者の思うところ、上述の「(大手)銀行が逃げる場合でも自分たちは逃げないというコミットメント」(由里 [2003] p.203)こそは、「どうやったら貸せるのか」と貸し手の側が真剣になり、借り手の業況を目を凝らして観察し借り手と対話を重ねる、その「リレバンの姿勢」のアンカー(錨)になるからである。

「中小企業への定着」を図ろうと努めることは、本論で繰り返し述べてきたように1967年金制調査後の「中小企業専門金融機関」3業態の位置づけ・役割であった。加えて、協同組織形態の信組・信金にあっては、協同組合の組合員(信金では「会員」)に「組合機能の利用の権利」があることに由来する「事業利用権」・「融資期待権」があり(森 [1973] p.56)、金融機関としての性格がより強い信金にあっては、銀行よりは一層「どうやったら貸せるのか」と努める姿勢が求められる、という考え方が存していた(新 [1980] pp.129-130)。それらの状況・考え方も、「リレバンの姿勢」の後押しになったのではなからうか。

4. 若干の議論とむすび

(1) そして1980年代へと差し掛かる相銀・信金両業界

本論の2節・3節で1970年代の相銀・信金それぞれの業界の動きを追ってきた。その期間において、(各業界の一般的傾向として)相銀諸行は普銀志向を強め、片や信金諸金庫は信組業界ともマーケットが重なる「小口・多数」の事業融資先も重視するようになった。

ここであらためて、1980年代の入り口へと差し掛かった頃の相銀・信金両業界の立ち位置を、業態集計量ベースで確認してみたい

(図表 10・図表 11)。

1980年3月当時のこれら2つの表を見ると、あらためて相銀は左隣(図表10・図表11)の地銀に近く、信金は右隣(図表10)の信組に近いと感じるとともに、中小企業への融資比率(図表11;69.2%)で見れば、相

銀はやはり信金(73.1%)に近い「中小企業金融機関」(“専門”の二字は付さないにせよ)であったと思われる。そして事実、図表11のデータ出所である金制調も、図表10のデータ出所の井坂[1981](大蔵省中小金融課井坂補佐)も、「中小企業専門金融機関と

図表 10
地銀・相銀・信金・信組業態の規模分布(1980年3月末)

資金量規模(億円)	地方銀行	相互銀行	信用金庫	信用組合
15,000以上	10			
10,000～15,000(未満)	13	3		
5,000～10,000	26	16	6	
2,000～5,000	11	32	23	1
1,000～2,000	3	15	57	7
500～1,000		3	104	22
300～500		2	105	32
200～300			85	61
100～200			60	90
50～100			19	120
50未満			3	150
金融機関数計	63	71	462	483

出所：井坂[1981] p.22 所載の「第2表」(横罫線等は筆者が整えた)
(原出所：大蔵省銀行局、全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』)

図表 11
地銀・地銀・相銀・信金業態の貸出先種類別の1先当り貸出残高(カッコ内に残高構成比率を付記)
(1980年3月末[信金は1979年9月末])

単位：万円 * 信金は1979年9月末

	都市銀行	地方銀行	相互銀行	信用金庫
企 業	(88.1%) 7,165	(82.1%) 2,526	(82.3%) 2,173	(76.9%) 1,188
大 企 業	(37.4%) 253,324	(16.6%) 51,276	(5.7%) 30,421	(大企業も含む) (3.8%) 8,496
中 堅 企 業	(14.9%) 26,445	(12.5%) 28,777	(7.8%) 23,961	
中 小 企 業	(35.9%) 3,096	(53.1%) 1,673	(69.2%) 1,821	(73.1%) 1,138
個 人	(11.0%) 352	(15.2%) 247	(17.1%) 304	(22.4%) 265
地方公共団体	(0.9%) 67,207	(2.7%) 32,401	(0.6%) 13,268	(0.7%) 16,090
貸 出 計	(100%) 2,291	(100%) 1,062	(100%) 1,062	(100%) 670

出所：金融制度調査会1980年7月24日第7回総会資料第2表とその参考表
(『金融財政事情』1980年8月4日 p.123 所載)に基づき筆者作成

して励むよう」と督励しているのである。

しかしながら井坂 [1981] はまた、その金融調の 1980 年 11 月答申において、相銀の経営健全性確保に関し「一層着実な努力」という強めの注文が付いたこと（金融制度調査会 [1980] p.535）も付言している（ちなみに信金に対しては「自主的な努力」というソフトな注文にとどまっていた [同頁]）。

本論で述べてきたことは、あくまで業界の中央組織の動きや業態集計量・平均値的な数字に関する検討であり、本質的に個別経営体である個々の相銀、個々の信金は 1970 年代においても多様な経営上の方向性を取っていたであろう（筆者も由里 [2023a] において一つの個人的な経営体 [京都信金] に関するモノグラフを試みた）。それでもなお、図表 10 で言えば資金量 5 千億円未満といった中小規模の金融機関にとっては業界中央のガイダンスや共同事業の意義は大きかったであろうし、本論で見た相銀協と全信協との 1970 年代の動き・方向感の差異（前者は“相互”名称削除論議に傾倒・偏倚、後者は信金業界の「伝統」でもある業界指針を間断なく打出し）の影響は無視できないものがあつたのではなかろうか。

(2) 相銀業界のバブル崩壊後の不良債権著増の遠因が 1970 年代にも存していた可能性

筆者は由里 [2022b] の 1 節 (4) b) において、バブル崩壊に伴う不良債権問題を 1980 年頃から本格化した「金融自由化」のみに帰する傾向に異論を唱え、少なくとも中小企業金融 3 業態の場合は、1960 年代後半以降の「金融効率化」（1977 年後半からは徳田銀行局長が打ち出した「新金融効率化」）の元での業態理念の揺らぎや経営・融資行動が資産の質の悪化につながった可能性がある、との仮説を提示した。また同論の 1 節 (3) においては、金融機関が融資の基本方針・理念（クレジット・ポリシー）をしっかり持つことが貸出資産の質を保つことにつな

がることにつき、日・米の金融機関・監督行政においてかなりの程度認識が共有されていることを述べた。

そのような筆者の問題意識とクレジット・ポリシーに関する知見とを持って、本論が描出した相銀業界・信金業界の 1970 年代の様相を見るならば、相銀業界（中でも量的拡大志向が強かったり融資指針の緩い諸行）に関しては資産の質悪化の懸念が持たれ、信金業界一般に関しては（低成長や都銀攻勢で苦しいものの）資産の質管理の基本を踏まえ手堅く進もうとしている、との評価になろう。実際、同時代の監督当局者たちの相銀評・信金評にも同様の評価が見られる（たとえば天野 [1977]、井坂 [1981]）。

また、2 節 (6) で相銀業界の「メイン取引層の薄さ」の問題を指摘し、他方 3 節 (8) では信金業界において「自生的“リレバン”」の萌芽について述べたが、「メイン取引層の堅固さ」もクレジット・ポリシーの整備・機能度合いと相互に関係があろう。すなわち、メイン取引層が既にぶ厚ければ、それに対する融資態度が自ずと求められ、それがクレジット・ポリシーのコアの部分になるであろう（信金業界の場合）が、メイン取引層が元々薄ければ「場当たりの」でクレジット・ポリシー（実質）不在の融資態度に陥る可能性が増し、そのことがまたメイン取引してくる企業が増えない原因にもなる（相銀業界の場合）。

そのような状況にもかかわらず、相銀業界が“相互”名称削除論議に力を割いてしまったことについては、同論の主張が「敗北」に終わった後、先に 1 節 (4) で引用したように、業界内からも悔悟の声が発せられたのであった。ここはさらなる調査・検討が必要であるが、筆者が思うに、“相互”名称削除論議が「相銀は普銀（地銀、場合によっては都銀）にとにかく近づくべき」という「ビジョンを欠いた希望」の一人歩きをもたらし——そもそも地銀や都銀のクレジット・ポリシー

やそのための組織管理体制について相銀業界が考え抜いていたわけでもなかったがゆえ——、相銀業界メンバー（個別行）の「融資政策」や実際の融資業務の生成・発展を阻害したり攪乱させたりする方向に作用した可能性が否めないのではなかろうか。

クレジット・ポリシーの観点からすれば、金制調の1980年11月答申にも、実のところ問題があった。それは相銀業態の「銀行」化要求を受け入れず「中小企業専門金融機関」の枠内に（名目的に）留めた反面、「中小企業専門」の具体的規制に関しては（元々緩和されていたものが）一層緩和されたのであった（第二地方銀行協会 [2002] pp.316-317）。そのような融資対象・ポートフォリオ構成の自由度の拡大が業務範囲の拡大（証券ディーリングなど）と相俟って、個別の相銀によっては経営方針や融資指針の散漫化につながった可能性もある。

(3) 結語——相銀業態・相銀業界という「歴史的研究」の対象について

本論を擲筆するに際し、無尽会社（由里 [2021c]）－相互銀行（由里 [2021a,b]、由里 [2022b]、本論）と、一つの系譜をなす業態の「近現代史」を辿ってきた金融史研究者として、次の2点を「もっと興味を持たれてしかるべき研究課題」として挙げておきたい。

- ① 1980年代をもって消え去った相互銀行という金融業態、そしてその業界（中央組織、個々の相銀、業界人士たち）は、なかなか面白い「歴史的研究」の対象であること
- ② 相銀業態は制度として「歴史的」事象であるが、相銀業界と第二地銀業界とは連続性があり、相銀業界の研究は第二地銀業界の今日的な問題を考えるうえでも有用であろうこと

「結語」においてわざわざ、これら2点に

つき多くを述べるつもりはない。しかしながら、1970年代——筆者自身が「普銀」に勤め始めた時をさかのぼること約15年～5年前——の出来事を本論で追うなかで、特に相銀業界人士たちのバイタリティと個性あふれる「入り乱れっぷり」には、あたかも昭和戦後期のバラエティかドラマを見ているような面白さ（失礼！）を感じもした⁽³⁰⁾。それとともに、それらが「過ぎて戻らぬ」昭和戦後期のバイタリティの表れであり、決して「現代」のものではない——それゆえ「歴史的研究」の対象⁽³¹⁾にほかならない（1節（7）も参照されたい）——という感懐もいただいた。これらの所感を、①の点にかかる付言として記しておきたい。

また②の点に関しては、重要な「今日的問題」の一つとして、昨今の金融庁行政において、相銀業界の後継業界である第二地銀の位置づけ・取扱い（公的資金注人行も多い）と関連して、平成初期の普銀一斉転換の是非を再考する向きもある（橋本 [2018] p.102）ことを、挙げておきたい。

時あたかも、「相銀物語」としての本論の「隠れたキーパーソン」ともいべき旧弘前相銀（現みちのく銀行）（2節（4）、および（8）の結語参照）が消えていこうとしている（2024年度中に青森銀行と合併〔存続行は後者〕予定⁽³²⁾）。「普銀成りしてさえ生き残れなかったのか」との感をいやくとともに、「相互銀行」に関する金融史研究が、無尽会社に関する研究の希薄さ（由里 [2020c] p.93）の二の舞にならないことを願うばかりである。

【本論で用いた略称の一覧】（「信用金庫→信金」など使い慣わされたものは記していない）

2003年RB報告書……金融審議会金融分科会第二部会 [2003]（「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」）

合併・転換法……金融機関の合併および転換に関する法律（昭和43年法第86号）

金制調……金融制度調査会
 全信協……全国信用金庫協会
 全信連……全国信用金庫連合会
 相銀協……全国相互銀行協会
 相銀法・信金法等の一部改正法……中小企業金融
 制度の整備改善のための相互銀行法、信用金
 庫法等の一部を改正する法律（昭和43年法第
 85号）
 東信協……東京都信用金庫協会

【本誌前号の拙稿の訂正】

『中京企業研究』第44号（2022年12月）所載の拙稿「『金融効率化』行政と『業態理念冬の時代』における相銀・信金・信組」に関し、下記のとおり謹んで訂正します。

p.42 図表4、「異種合併」の5行目：

【誤】相銀・信組 → 【正】信金・信組

【注】

- (1) 近年の論文で同様の注記を繰り返し付してきたが、本論でも「業態」の語は金融制度（「業態」の法的性格や当局の視点からの位置づけを含む）や同制度（史）と緊密な関係を有する「業態理念」、また当局サイドの金融統計等との関連で用いる。他方、たとえば全国信用金庫協会や同協会会長など、特定「業態」の中央組織やその主要人士たちを指す（すなわち信用金庫の中央組織やそのリーダーたちの行為主体としての側面をより強く意識）場合、「業界（中央組織）」や「業界リーダーたち」等、「業界」という語を用いることにする。
- (2) この「中小企業（分野）への定着」という語は、金制調の1967年10月答申の中の用語ではないが、1966～67年金制調の議論の場であった「中小企業金融問題特別委員会」において議論を相当程度リードした川口教授が、同委員会の内外で繰り返し述べた言葉であり（本文中で引用した資料【特別委員会概要】のほか例えば川口 [1967] p.7）、本論で見えていく1970年代の金融機関制度論議においてもしばしば登場する。金制調1967年10月答申を受

けた1968年のいわゆる「金融二法」を起案した大蔵省銀行局中小金融課もまた、同じ「定着すべし」とのコンセプトを共有していたことは、たとえば同課課長の手になる長岡 [1969] の次のくだりからも明らかであろう。「〔相互銀行の場合は〕主として中堅企業や中小企業に対して資金を供給する役割を果たすべき専門性を〔金融二法によって〕付与されたのであるから、相互銀行は当然この新しい性格に徹し、かつそのような基本的性格を強く世間一般に印象づける必要があろう。」（p.25）

- (3) 1977年6月に大蔵省銀行局長に就任した徳田博美は、自身が金融制度調査官として仕えた澄田銀行局長時代（1966～1969年）の「金融効率化行政」を、時代情勢に合わせた「新金融効率化行政」へと発展させたが、中小企業金融3業態に関しては「金融機関経営の効率性向上」という要請の中心軸は継承された（徳田 [1978]、由里 [2022b] pp.30-31、朝比奈 [2010] pp.127-128、驛 [2013] pp.58-59）。
- (4) 金融検査マニュアル（正式名称は「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」）が2007年4月に大幅改訂される前、同マニュアルでは「クレジット・ポリシー」の呼称が明示的に用いられ、同マニュアルの解説本でもその策定の重要性が説かれていた（検査マニュアル研究会 [2002] p.23）。また、2007年の改訂後も、「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」の語を用い、金融検査マニュアルはクレジット・ポリシーの重要性を述べ伝え続けていた（金融財政事情研究会 [2008] p.225）。
- (5) その意味では、由里 [2022b] 1節の問題提起部分（p.32）で述べた、大蔵省の「金融効率化」行政が中小企業金融3業態に「業態理念冬の時代」とも称しうるような環境をもたらしたのではないかという筆者の問題意識——それは1960年代後半を主に念頭に置いていた——は、1970年代の信金業界につき、より細かな見方を迫られることになる。とはいえ相

- 銀業界をより中心のテーマとする本論では、この大蔵当局の信金業界に対する姿勢に関しては十分論じ得なかったことを予め申しておきたい（のちの注27の3段落目において若干は言及）。
- (6) 山下邦男（一橋大教授）が1974年から1975年にかけて記した山下 [1974a]、山下 [1974b]、山下 [1975] は、同氏の座談会発言等と合わせ読めば、同氏が当時の相銀業界の（合併・転換法による）普銀転換を理論的に後押ししていたことが読み取れる。それゆえ、本文で述べた学者諸論説（業界から大なり小なり距離を置いている）と比しても「当時の資料」としての側面が強いと考えられる。
- (7) 1968年の相銀法・信金法等の一部改正法において、「中小企業」の定義が従来の従業員基準に加え新たに資本（出資）の額をも勘案する規定へと変更された。すなわち、相銀業態にとつての「中小企業」の範囲は従業員300人以下または資本（出資）の額が2億円以下、信金業態にとつての「中小企業」の範囲は従業員300人以下または資本（出資）の額が1億円以下、そして信組業態にとつての「中小企業」の範囲は従業員300人以下または資本（出資）の額が5千万円以下、と規定された（銀行局金融年報編集委員会（編）[1968] pp.66-67）。
- (8) 恐らくは大蔵省のデータの慣用的（とはいえ報告・公表書式等で制度化された）呼称によるものであろうが、「中小企業等貸出」（「等」を省くこともある）には1970年代においても近年においても（たとえば『金融ジャーナル』編集部 [2016]）、個人向けの住宅ローン・消費者ローンを含んでいることに、注意が必要である（1965年と1975年の各3月末比較で、個人向け貸出先数は信金で約108万、相銀で約61万増加しており [全国信用金庫協会 [1977] p.44]、特に1970年代において個人向けを混同することの弊害は大きい）。なお、図表4のデータ源として用いた全国信用金庫協会 [1992]「関係諸統計」の当該データ表も
- また、「金融機関別中小企業向け貸出」と題されていて、個人向けを含む「中小企業貸出」を各欄の上位に載せ、その下に括弧書きで個人向けを除く「中小企業貸出」を記している。
- (9) 本論では、基本的に橋本ほか [2019] pp.52に依拠し、1955年から1970年代初頭までを、「高度成長期」と呼称する。ただし、同書 pp.143-149はその終期につき、1971年8月のニクソン・ショックから1973年10月の石油危機の開始まで遷移的なものと述べるが、金融業界に関する限り、ニクソンショック後も増大し続ける外貨準備（たとえば『金融財政事情』1972年10月30日 pp.40-41）や1972年田中内閣由来の「列島改造ブーム」により、むしろその「遷移期」には土地関連融資等はバブルの様相を呈し大蔵省銀行局が土地融資抑制の通達を出すほどであった（『金融財政事情』1972年11月27日 pp.30-32）。
- (10) 戸川 [1981] p.251によれば、合併話の表面化（『東奥日報』紙のスクープ）を受け、弘前相銀の上層部が相銀協早坂順一郎会長（徳陽相銀社長）を仙台に訪ねて挨拶したところ、同会長が「もし、弘前相互と青和銀行の合併を認めるならば、われわれをはじめ、相互銀行十行を普通銀行にすべきである」と大蔵省への陳情を開始する構えであった、という。他方、大蔵省は業績不振の青和銀行を同じ地銀の青森銀行に合併させ、相銀の制度問題に飛び火させずに片付ける意向であった、という（この点は本論で引用するFDM [1976]の大蔵省の意向にかかる観察と整合的）。大蔵省からすれば、合併転換法の「認可基準」（第6条2項）の適用に際し相銀の普銀転換には地銀並みの運用・調達構造上の効率性が必要であるとのスタンス（伴 [1968]）を同法制定以来取ってきており、弘前・青和の一合併事例を理由に今になって業態転換認可を「大盤振舞い」するなど、それこそ「法外」かつ身勝手な要求と映ったのでなかろうか。
- (11) 第二地方銀行協会 [2002] 第Ⅱ編第1節「相互銀行制度問題の検討」は、その「2. 相互銀

行制度問題の検討着手」の冒頭頁 (p.294) に『相互銀行』という商号には…普通銀行に対して『格が下である』とか『二流である』といったマイナス・イメージがつきまとい…』云々と述べ、「相互」銀行のイメージ問題」が相銀業界が相互銀行制度問題を論じるうえで大きなポイントの一つであったと論じている。また、聖 [1980] は「思えば、[昭和] 49年9月の『相互銀行イメージ調査実施に関する[相銀協十五日会での実施予定報告]』より6年余、業界の悲願ともいえるこの[相互の二字削除の]問題は、今回 [1980年10月の金制調における長谷川相銀協会長の要望取下げ] その収束をみた」と述べ、同調査が1980年までの“相互”名称削除論議の出発点であったとの認識を示している。(なお、聖 [1980] は ([昭和] 49年9月の『相互銀行イメージ調査実施に関する答申』と記すが、『相互銀行』誌1974年10月号「九月十五日会経過報告」p.55の「[議題8] 相互銀行のイメージ調査実施に関する件」によれば、今後同調査を実施する旨を出席69行の社長等に対して報告したのが1974年9月15日であった、というのが正確な事実関係である。)

- (12) 全国相互銀行協会企画調査部 [1975] pp.66-67によれば、1974年10～11月実施の「相互銀行イメージ調査」の対象選定は、個人は全国の人口数比例での抽出、事業所は全国の事業所統計対象の事業所から事業所規模4段階(1-9人、10-29人、30-49人、50人以上)ごとの抽出により行われ、個人は77.1%、事業所は72.5%の回収率で、各々3千強の有効回答数であった。そして、それら回答サンプルのうち相銀取引のある割合は、個人で16%(6人に1人未満)、事業所で25%(4社に1社)であった。
- (13) 1974年秋の「相互銀行のイメージ調査」は、1975年以降相銀業界人士たちの間に“相互”名称削除論議を活発化させた(たとえば前田 [1976]、四島 [1976])。その割には、1975年・76年頃の『金融財政事情』誌は同調査結

果に関してはほとんど触れず、相銀業界の“相互”名称削除論議・提案についても論説ないしは大蔵省官僚の寄稿を載せていない(相互銀行人士たちによる「視角」[業界人意見]や対談中発言での言及はある)。このことは、筆者同様——というより「常識」の範囲内ではなかろうか——調査対象の設定それ自体がおかしく「まともに取り合うに足りない」と、相銀業界外部の観察者たちが捉えていたことの反映のように思われる。本文で後述するように、1980年金制調の特別委員会で、今度は大蔵当局が改めて行った金融機関取引先アンケート(1979年実施)の結果を提示したのも、当局の上記「相互銀行のイメージ調査」に対し「これだけをもとにして相銀制度を論じることはできない」との当時の見方を物語るものであるように思われる。

- (14) 弘前相銀・青和銀の合併問題を取り上げた2節(4)でも、相銀業界内に普銀転換論批判が少なくなかった旨を述べた。2節(5)で取り上げた1974年秋実施の「相互銀行のイメージ調査」についても、その結果が同段で紹介したように「発展計画専門部会」答申「相互銀行の今後の発展の方向について」(1975年5月)にすぐさま反映された割には、の同イメージ調査の『相互銀行』誌への掲載(全国相互銀行協会企画調査部 [1975] 等3回シリーズ)は1975年9月から翌年1月にかけてと、タイムリーさを欠いていた。また同答申自体、その文面が相銀協機関誌たる同誌に載せられてはいない(1975年度中のバックナンバーをつぶさに見たところ)。それらに照らせば、あるいは同誌編集部ないしは同誌担当の相銀協役員自身、「相互銀行のイメージ調査」自体ないしはその上記「答申」的な解釈に納得していなかった可能性もあろう。
- (15) 本文で引用した梶田 [1988] の文章中に表れるロジャースは、Carl Ransom Rogers という米国の心理学者(1902-1987)で、(元)非行少年などに対するカウンセリング・心理療法の画期的改善に功績があった(中島ほか

- [1999] pp.906-907)。C.R. ロジャースの提唱した来談者中心的理論ないしは人間中心的 (person-centered) 理論による「来談者中心のアプローチ」と呼ばれるカウンセリング方式・心理療法は、現在でも標準的方法の支柱の一つとされているようである (無藤ほか [2004] pp.478-482)。無藤ほか [2004] pp.480-481 によれば、クライアントの主観的な「自己概念」を「否定」から「受容」へと変えていき、「自己概念」と「経験」との重なり具合を拡大させクライアントを「不適応」状態から「適応」状態へと持っていくことが、上記アプローチによるカウンセリングの方式・目標である。
- (16) 『金融財政事情』誌に1976年5月から同9月にわたって月一度のペースで連載された「相銀経営望見」5回シリーズは、初回のみ「FDM」という名前のイニシャル的なペンネームが付されていて、3回目にあたるこの「なぜメイン銀行になれないのか」は無記名である。しかし文面上「次回は…」など同じ筆者(たち)の手になることを示唆するくだりもあり、また5回目には「既掲載(①~④)分の案内」まで付されているので、同じ筆者(たち)が5回全体を構想・執筆したものと推量した。とはいえやはり、無記名には違いのない3回目・5回目については「FDM(?) [1976a, b]」という文献表示にした。
- (17) FDM(?) [1976b] は相銀業態の問題点を指摘する5回シリーズを締め括るに際し、さらに踏み込んで、相銀業界が中途半端に企業融資にこだわるよりも、住宅ローンなど個人向け金融を得意とする金融業態へとその位置を変え、当局も長期的な資金調達手段を新業態のために提供する、そのような制度改正なら意味がある、という提案を行っている。
- (18) 第二地方銀行協会 [2002] p.303の3行目には「昭和53年2月」とあるが、同頁の最下に答申の抜粋が載せられ、そこに付されている「昭和53年1月18日」の日付が答申年月日として正しい (伊野部 [1978] に答申要旨が載せられているがその年月日も後者に一致)。
- (19) 「銀行局金融検査官座談会：資産内容の健全性保持が長期的な戦略課題に」[1978]によれば、1973年の石油ショック以降増加してきた不良債権の発生率(「分類率」)は1978年頃も高止まっていて、中でも、以前から相銀の貸出シェアの高さが指摘されていた(吉田 [1976] など)不動産業やボーリング場などでの不良債権の増加が目立つようになっていた(pp.28-29)。また、従来安全性が高かった上位業態の融資先への「ぶら下がり融資」(例えば地銀先に相銀が入らせてもらう)においても不良債権の発生時例が増え、そのような場合でも「審査のノウハウ」が重要になってきた、など、2節(6)で見た相銀の企業融資の問題と重なる指摘もある(pp.29-30)。
- (20) 目立った「不祥事」の事案は以下のようのものであった。【1979年】大光相銀の740億円もの簿外債務保証が表面化し大蔵・日銀に信用維持策を講じさせる事態になったこと(『金融財政事情』1979年5月28日p.6)、当時相銀協会長行であった徳陽相互に87億円の「裏保証」が金融検査で発覚し、また簿外ではないものの債務保証額が多額に上り「大口融資規制のがれ」とも見られるケースがいくつかの相銀にあったこと(『金融財政事情』1979年9月10日pp.22-24)。【1980年】徳陽相銀のコール調達金利の高止まり傾向が続き興銀の金融支援を仰いだこと(同1980年2月16日pp.18-19)、平和相銀が新聞報道を受け会計不正を謝罪(1979年3月決算で433億円の債務保証を簿外扱いにし、1979年9月中間決算で正規の会計処理に戻した問題)(同1980年5月26日p.7)。これらの多くは大蔵省検査が発端であり、1979年から1980年にかけての金制調・特別委員会審議の期間との重なりも含め、大蔵省のリークの感もないではないが、大蔵省があえて信用不安につながりかねないリークを行うであろうか(そうなら自身が消滅しに走り回らねばならない)、とも思われる。そもそも、「叩けばほこりが出

- る」体質が相銀業界の中に他業態比多くあったこと自体、問題であろう。
- (21) 1972年発足の相銀住宅ローンセンター（住宅金融専門会社、金融界で4番目）（『金融財政事情』1972年7月17日p.13）、および1978年開始の「相銀CDネットサービス」（「オンライン業務提携」大蔵省初認可）（第二地方銀行協会 [2002] pp.193-194）。
- (22) 高田博 [1973 (1972)] p.69には「中小企業層の複雑な構造変化のなかで生ずる変革への適応のための資金（前述に規定した「転換資金」の供給は、住宅ローンのように簡単には実行できない面がある。このようなローン形式は…新しい[中小企業]融資先の開拓には無理なように思われる。そうだとすると中小企業分野では人縁性を重視した専門金融機関の固有の領域があるように思われる」（傍点原文、下線引用者）とのくだりがある。また高田博 [1973(1971)a] p.149には「…企業規模の大小に応じて1件当り資金需要の大きさには、極めて大きな格差が存在し、小規模層ほど小口金融となる。そしてこの小口金融の本質は、金融機関内部に充実した人的能力を育成蓄積することを必要とし（中小企業経営の観察、診断、助言能力など高度の金融マン的能力）、人縁性の強化を必要とする。電子会計機の導入など事務組織の能率化だとか、ましてコンピュータリゼーションによって省力化できるという性質のものではない。（中略、改段落）かくて、大規模金融機関でも小口金融[中心では]規模の利益つまりコスト低下が現れないだろう。（1文略）…大口金融から完全に足を抜くわけにはゆかない」（下線引用者）とのくだりも見られる。高田博（中央大教授）のこれらの指摘は、信金業界が小口の小零細企業金融の重視や渉外営業上の地域密着路線を取るうえで後押しになったであろう。
- (23) 例えば、『金融ジャーナル』誌1979年5月号の「特集：都銀の中小企業戦略は本物か」が有用であろう（金融論学者の論考としては田村 [1979] を所収）。
- (24) 例えば、NNN [1977b] は都銀の中小企業「選別」現象を指摘したうえで、信金のほうは都銀的な「選別融資」という「殿様商売」をするわけにいかない、そこが難しい、と述べている。
- (25) 本文で引用した「金融検査官座談会」と同じ1978年には、低水準の経済成長が長引き中小企業の間（たとえ同業種でも）において業況の差が目立つようになってきたことを背景に、『金融財政事情』誌でも企業間格差のポイント解説（たとえば阿部 [1978]）、さらにはより端的な「最近の倒産動向」的な情報コーナー（たとえば辰 [1978]）が、いくつも掲載されている。
- (26) 「中小企業金融制度のあり方について」（金融制度調査会 [1967]）は、信用金庫の会員制度の実態が形式的・手続的なものとなり「会員意識が希薄化している」と指摘し（I-4.（ロ）；同p.238）、具体的な制度改善としては総代選任方法・総代会の権限につき提案を述べている（II-7；同pp.243-244）。
- (27) 全国信用金庫協会 [1992] すなわち『信用金庫40年史』は、本文の2節（4）で引用したように「③専門主義（信用金庫の独自性）」の「【1】協同組織性」につき「会員数の増加」しか記していないし（p.395）、信金業界の1970年代について述べた第4章（pp.349-438）を通じ「会員制度の活性化」その他「協同組織性」にかかる1970年代の業界内論議にも言及していない（「地域協調しんきん運動」との関連で「協同組織性」に言及してはいるが[p.409]）。また新 [1980] 自身にも、「地区」の郊外等への拡張および会員数の増加（それも本文の2節（7）で述べたように非営業性の個人層中心）などで、「（1万人を超えるような）会員相互に地縁・人縁という共通性が失われ」、「（金庫の）経営が会員からの独立性を強めることにな」って、「会員制度の希薄化といわれる経営行動」が生まれてきた、と記している（pp.116-117）。
- なお、本論の新 [1980] の引用文の末尾近

く、『会員制度の活性化』ということが問題とされてきた」というくだりは、東京都信用金庫協会（「東信協」）に関する限りは事実であった。東信協は1980年に「都内信用金庫における会員制度の活性化について」という答申をまとめ、営業店を通じた個々の会員とのつながりの強化、「金庫常勤役職—総代—会員」の協調の強化、（出資配当以外の）利用分量配当の復活、などを提言している（森 [1980]）。同答申のベースには中小企業金融研究会（2節（5）参照）が東信協から1977年6月に委嘱を受けて（新 [1980] p.94）まとめた「都内信用金庫の会員制度活性化の方向」（1979年7月）という研究報告書があった（平石 [1979]）。

最後に、そもそも、「何故“協同組織性”の根幹に関わる問題を全信協ではなく東信協が？」という疑問も浮かぶ（堀家 [1980] も冒頭で指摘）。それに関しては上の1977年6月と近接した時期に斜視 [1977] が全信協の官僚的体質・「運営の非民主性」を批判する意見表明（具体的に批判対象とする論議の内容は記されていない）を『金融財政事情』誌に載せており、あるいは関連があるかも知れないと思われる。ただ、もし全信協が「会員制度の活性化」への取組みにつき消極的であったとしても、それは由里 [2022b] において述べた、大蔵省の「金融効率化」行政（1978年就任の徳田銀行局長が「新金融効率化」行政として継承）が各金融業態の理念に対し総じて冷淡であったことの一つの表れ（つまり全信協が「当局の“空気”を読んだ」——それ自体、^{あたらし}新八代は「官僚的」と批判するであろうが）のように、筆者には思われる。

- (28) 高田 [1973(1971)b] が「預金者としての小零細企業」との向き合い方として説く、「営業性預金の主要部分の管理」は、当座預金口座の動向の観察が米国コミュニティ銀行の与信先管理にとり重要と指摘した Nakamura [1993]（内田 [2010] p.64 も挙げている）を想起させる。そのくだりを含め、同論の述べ

る与信先管理や渉外活動には、リレーションシップ・バンキングと相通じる面がある。

- (29) 森 [1983(1982)]、特にその pp.83-85 には、1980年代はじめ頃の中小企業金融専門金融機関の消極的貸出姿勢や担保主義、どぶ板を踏んで足しげく通う与信管理・渉外活動の忌避、個人消費者向け与信への傾斜に対する批判とともに、「月々訪問して事後管理が行き届いている場合には、借入者の実態の把握が行なわれ、助言や指導も可能であり、時によっては追加融資によって借入者の困難な事態を切り抜けることが可能になる」（p.83）など、「借入者の業況に丁寧に目を向け、どうやったら貸せるのか考える」という「リレバンの姿勢」の勧めが見られる。
- (30) 本論では触れなかったが、その「入り乱れっぷり」の最たるものは、1978年の住友銀—関西相互の合併話を蹴散らした関西相互の羽倉社長室長・支店長会長と島田従組委員長との「あり得ない共闘」、そして行員総決起集会の感動的な盛り上がりっぷりであろう（山本 [1978a] —堅めの筆致の『金財』記者でさえ感動して書いている風）。また、1970年代における相銀協の「実力会長」であった徳陽相銀の早坂会長は、1973年弘前相互・青和銀の合併話を聞くやスタンドプレーで大蔵省に掛け合い（注10参照）、その後相銀制度問題をリードしたのち、1979年自分の徳陽相互「裏保証」問題（注20参照）で「オウン・ゴール」してしまう。筆者も「役柄」上、そのような展開につき当事者に肩入れて書くことのないよう努めたが、他にも本論で紹介し得なかった諸エピソードを含め、相銀人士たちが（元「普銀マン」の目から見て）案外容易に人間味を表出させる様には好感を持った。さすれば、「一流・二流」に拘泥するよりも相銀の庶民派色・人間くささを「売り」にすれば良かったのに、とも思うが、「一流・二流」に拘泥すること、それもまた人間味の表出なのかも知れない。
- (31) 「歴史研究の対象時期」の問題に関しては由

里 [2019] pp.37-38 において問題提起したが、本論執筆の過程で相銀業界を見ていくにつれ、「いつまで（ひと括りの）『戦後』なのか？」という疑問を一層強くいだいたことを付け加えておきたい。

- (32) みちのく銀行ウェブページ中の「頭取メッセージ」(<https://www.michinokubank.co.jp/about/company/president/president.html>) に「2025年1月合併予定」の旨記されている。なお、同ウェブページ中の「企業理念・プロフィール」(<https://www.michinokubank.co.jp/about/company/gaiyo/profile.html>) には、「大衆と俱に永久に栄えん」という、2節の結語部分で紹介した行是も記されている。

【参考文献】

(リスト中『金融財政事情』誌の年月表示は、昭和40年代・50年代に昭和暦が用いられているが、本欄および文中では西暦表示に揃えている。他の昭和暦表示の書籍・雑誌等においても同様。)
(「全信協『しんきん資料館』所蔵」と末尾に記された資料は、2018年以前に筆者が同資料館で複写した資料である。同資料館があった全国信用金庫研修所〔千葉県鎌ヶ谷市〕の施設が2021年度限りで廃止されたため、2022年4月以降は全信協総務部が管理担当部署となっている [https://www.shinkin.org/about/disclosure/pdf/03.pdf]。)

著書・論文 (URLは2023年10月27日に接続可能性を再確認している。上の「注」等におけるURLについても同じ。)

- 浅野信之 [1970]、『相互銀行読本』、金融財政事情研究会
新 八代 [1977]、『地域経済と信用金庫』、日本経済評論社
——— [1980]、『低成長時代の信用金庫経営』、金融財政事情研究会
朝比奈秀夫 [2010]、「金融効率化の系譜—護送船団方式からの決別と新しい金融行政の模索—」、『週刊金融財政事情』創刊60周年特別号「自由化行政苦闘の軌跡—大蔵省銀行局長

証言—」、pp.121-136

- 阿部和義 [1978]、「銀行再編劇 今秋から本格始動—注目される「新金融効率化行政」のゆくえ—」、『朝日ジャーナル』、1978年9月8日、pp.22-27
阿部孝司 [1978]、「拡がる中小企業の企業間格差 ②適用力：平準化する業種差、拡大する企業間格差」(経営情報コーナー：融資)、『金融財政事情』、1978年11月27日、pp.58-59
天野 徹 [1977]、「急務となる中小金融機関の収益体質改善」、『金融財政事情』、1977年2月21日、pp.18-22
新井大輔 [2011]、「1970年代における都銀と信金の競争強化とリレーションシップバンキング」、『商学論纂』(中央大学)、第52巻5・6号、pp.383-417
——— [2013]、「高度成長期における『金融の二重構造』とリレーションシップバンキング」、『東京立正短期大学紀要』第41号、pp.12-36
井坂武彦 [1981]、「『答申』後の中小金融機関経営の課題」、『金融財政事情』、1981年1月12日、pp.20-27
石川通達・石田定夫 [1981]、『日本金融年表・統計』、東洋経済新報社
石原雄一郎 (記者) [1979]、「融資基盤の見直し機運高まる都内信金—都銀との金利差接近を逆手に失地回復へ—」(解説)、『金融財政事情』、1979年12月17日、pp.37-39
伊野部重珍 [1978]、「前提条件を実現しつつ名称変更を—『相銀の今後の方向について』答申—」(インタビュー)、『金融財政事情』、1978年2月27日、pp.28-29
岩下有司 [2010]、『日本の景気循環と低利・百年国債の日銀引き受け』(中京大学経済学研究叢書18)、中京大学経済学部
内田浩史 [2010]、『金融機能と銀行業の経済分析』、日本経済新聞出版社
驛 賢太郎 [2013]、「大蔵省銀行局の人事、専門性、政策—自由化志向の機関哲学の形成と継承」、『神戸法学雑誌』、第63巻3号、pp.27-80
NNN (ペンネーム) [1976a]、「中小企業とどうい

- う結び方をするか」(しんきん経営点描①)、『金融財政事情』、1976年2月2日、pp.38-39
 ————NNN(ペンネーム)[1976b]、「地区拡張と『狭域高密度』はどうつながるのか?」(しんきん経営点描④)、『金融財政事情』、1976年5月3日、pp.106-107
 ————[1976c]、「利ザヤコマ時代の信金らしい経営とは」(しんきん経営点描⑦)、『金融財政事情』、1976年8月2日、pp.96-97
 ————[1976d]、「年末金融の焦点はどこに置くべきなのか」(しんきん経営点描⑩)、『金融財政事情』、1976年12月6日、pp.54-55
 ————[1977a]、「“合併＝特効薬”は幻想である」(続しんきん経営点描⑤)、『金融財政事情』、1977年8月1日、pp.136-137
 ————[1977b]、「経営に真剣味と積極性を」(続しんきん経営点描[完])、『金融財政事情』、1977年12月52日、pp.42-43
 FDM(ペンネーム)[1976]、「普銀転換論議は“隣の柿”の趣」(相銀経営望見①)、『金融財政事情』、1976年5月24日、pp.36-37
 FDM(?) (署名なし)[1976a]、「なぜメイン銀行になれないのか」(相銀経営望見③)、『金融財政事情』、1976年7月19日、pp.42-43
 FDM(?) (署名なし)[1976b]「住宅金融専門機関化こそ最善の道」(相銀経営望見⑤)、『金融財政事情』、1976年9月20日、pp.46-47
 小原鐵五郎[1983]、『貸すも親切 貸さぬも親切』、東洋経済新報社
 風車(ペンネーム)[1976]、「緩和到来期にも前車の轍を踏むな」(視角一信用金庫)、『金融財政事情』、1976年3月22日、p.47
 梶田叡一[1988]、『自己意識の心理学』(第2版)、東京大学出版会
 川口弘[1967]、「中小金融制度の改善について」、『信用金庫』、1967年6月、pp.4-12
 ————[1978]、「自信ある行動で相銀の独自性確立を」、『金融ジャーナル』、1978年7月、pp.12-16
 川口弘(著者代表、全国信用金庫協会[編]) [1975a,b]、『金融効率化と中小企業金融』(上巻・下巻)、日本経済評論社
 唐牛敏世[1980]、『人生太く永く一みちのく銀行 唐牛敏世の九十九年』、経済界
 木村泰三[1971]、「経費上昇がもたらす都銀の中小企業向け積極策一転換期にきた金融機関の経営戦略一」、『金融財政事情』、1971年10月11日、pp.14-21
 清成忠男・中村秀一郎・平尾光司[1971]、『ベンチャー・ビジネス』、日本経済新聞社
 銀行局金融年報編集委員会(編)[1967]、『銀行局金融年報(昭和42年版)』、金融財政事情研究会
 ————(編)[1968]、『銀行局金融年報(昭和43年版)』、金融財政事情研究会
 金融財政事情研究会(編)[2008]、『金融検査マニュアル便覧』、金融財政事情研究会
 『金融ジャーナル』編集部(編)[1970]、「中小金融制度の現況と問題点」、『金融ジャーナル』、1970年10月号、pp.45-53
 ————(編)[2016]、「全国銀行の中小企業等貸出/消費者ローン/住宅ローン比率(2016年3月末)」、『金融ジャーナル』、2016年7月号、pp.103-109
 金融審議会金融分科会第二部会[2003]、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」、2003年3月27日(<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>)
 金融制度研究会(大蔵省銀行局内)(編)[1981]、『中小企業金融専門機関等に関する答申集』、金融財政事情研究会
 金融制度調査会[1967]、「中小企業金融制度のあり方について」、(大蔵省銀行局内)金融制度研究会(編)『金融制度調査会答申集』[1970]所収、金融財政事情研究会、pp.236-245
 ————[1980]、「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」、銀行局金融年報編集委員会(編)『銀行局金融年報(昭和56年版)』[1981]所収、金融財政事情研究会、pp.528-542
 桑原 稔(記者)[1977]、「貸出先数の減少下で融

- 資戦略を模索」(需資低迷下の融資ビヘイビアをみる＝相銀)、『金融財政事情』、1977年5月2日、pp.51-52
- 桑原(記者)[1979]、「相銀全行同時普銀転換問題の本質と核心―背景に二十兆円組織自壊の危機感―」(解説)、『金融財政事情』、1979年1月29日、pp.12-14
- 検査マニュアル研究会(編)[2002]、『Q&A 金融機関の信用リスク検査マニュアルハンドブック―管理体制の確認と検査マニュアルのポイント』、金融財政事情研究会
- 河野晃史(記者)[1977]、「小口・深耕主義の強化で“信金離れ”に対処」(需資低迷下の融資ビヘイビアをみる＝信金)、『金融財政事情』、1977年5月2日、pp.53-55
- 四島 司[1976]、「初めての鏡」(「相互銀行のイメージ調査」結果から相銀業界としての広報問題を思う)、『相互銀行』、1976年1月、pp.30-32
- 邪飛(ペンネーム)[1974]、「安易な収益確保姿勢を排せ」(視角―相互銀行)、『金融財政事情』、1974年10月14日、p.45
- 斜視(ペンネーム)[1977]「中央機関の官僚性と無気力を憂える」(視角―信用金庫)、『金融財政事情』、1977年9月12日、p.55
- 不知火(ペンネーム)[1978]、「相銀行政に明確なビジョンを示せ」(視角―相互銀行)、『金融財政事情』、1978年7月31日、p.53
- 真(ペンネーム)[1979]、「中小企業金融制度の検討と相互扶助の理念」(視角―信用金庫)、『金融財政事情』、1979年11月12日、p.13
- 杉山和雄[2019]、「弘前相互銀行・みちのく銀行と唐牛敏世」、伊藤正直他編『戦後日本の地域金融』、日本経済評論社、pp.8-13
- 西南子(ペンネーム)[1980]、「独自性発揮の要請に応える経営方針確立を」(視角―相互銀行)、『金融財政事情』、1980年11月24日、p.13
- 全国信用金庫協会(編)[1977]、『信用金庫25年史』第1編、全国信用金庫協会
- (編)[1992]、『信用金庫40年史』、全国信用金庫協会
- 全国信用金庫協会60年史編纂室(編)[2012]、『信用金庫60年史』、全国信用金庫協会
- 全国信用金庫協会業務部[1975]、「長期計画要綱集」(全信協「しんきん資料館」所蔵)
- 全国信用金庫連合会企画調査部(編)[1972a]、「信用調査の進め方」、全国信用金庫連合会企画調査部、1972年3月(全信協「しんきん資料館」所蔵)
- (編)[1972b]、「小零細企業向け貸出審査の手引」、全国信用金庫連合会企画調査部、1972年7月(全信協「しんきん資料館」所蔵)
- (編)[1972c]「信用金庫が脅威を受けた銀行貸出攻勢の諸事例」(貸出業務についてのアンケート集計報告[その1])、全国信用金庫連合会企画調査部、1972年8月(全信協「しんきん資料館」所蔵)
- (編)[1972d]「信用金庫の貸出業務の実態―その現状と課題―」(貸出業務についてのアンケート集計報告[その2])、全国信用金庫連合会企画調査部、1972年10月(全信協「しんきん資料館」所蔵)
- 全国相互銀行協会企画調査部[1975]、『「相互銀行イメージ調査」の概要について<<その1>>』、『相互銀行』、1975年9月、pp.62-68
- 第二地方銀行協会(編)[2002]、『第二地方銀行協会50年史』、第二地方銀行協会
- 高田 博[1973(1972)]、「借り手ならびに預金者としての小零細金融構造の変化と中小企業金融」、中小企業金融研究会『金融構造の変化と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.41-70
- [1973(1971)a]、「相銀、信金、信組の異質性の探究」、中小企業金融研究会『金融構造の変化と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.143-157
- [1973(1971)b]、「借り手ならびに預金者としての小零細企業」、中小企業金融研究会『金融構造の変化と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.278-291
- 辰(ペンネーム)[1978]、「審査マンレポート『倒産』⑩繊維業界：倒産激減に油断してはならない」(営業店マネジメントコーナー：融資)、

- 『金融財政事情』、1978年9月18日、pp.50-51
- 田村 茂 [1979]、「都銀の中小企業貸出増加を吟味する」、『金融ジャーナル』、1979年5月、pp.12-18
- 中小企業金融研究会 [1973]、『金融構造の変化と中小企業金融』、日本経済評論社
- (編) [1983]、『金融経済の激変と中小企業金融』、日本経済評論社
- 天籟 (ペンネーム) [1973]、「いまこそ相銀制度の基本に立ち返れ」(視角—相互銀行)、『金融財政事情』、1973年10月8日、p.29
- 戸川猪佐武 [1980]、『日本の地方銀行』、光文社
- 徳田博美 (インタビュー) [1978]、「支持された新金融効率化の方向—証券業務・CD・複利預金等に前向きに取り組む」、『金融財政事情』、1978年6月5日、pp.24-26
- 鈍 (ペンネーム) [1977]、「経済圏単位のコミュニティ・バンクをめざせ」(視角—相互銀行)、『金融財政事情』、1977年5月30日、p.57
- 長岡 実 [1969]、「金融効率化時代の相互銀行行政」、『金融財政事情』、1969年5月19日、pp.24-26
- 中島義明ほか [1999]、『心理学事典』、有斐閣
- 中村秀一郎 [1964]、『中堅企業論』、東洋経済新報社
- 西村吉正 [2003]、『日本の金融制度改革』、東洋経済新報社
- 橋本寿朗・長谷川信・宮島英昭・齊藤直 [2019]、『現代日本経済』(第4版)、有斐閣
- 橋本卓典 [2018]、『金融排除—地銀・信金信組が口を閉ざす不都合な真実—』、幻冬舎
- 濱嶋ほか [2005]、『社会学事典 (新版増補版)』、有斐閣
- 隼 (ペンネーム) [1964]、「イチワリ貯金論争の本質」(視角—相互銀行)、『金融財政事情』、1964年2月3日、p.5
- 伴 九郎 [1968]、「相互銀行の普銀転換条件—求められる地銀平均並みの資金コスト—」、『金融財政事情』、1968年11月4日、pp.40-41
- 聖 (ペンネーム) [1976]、「制度論議を同郷人の学として」(視角—相互銀行)、『金融財政事情』、1976年12月13日、p.47
- [1980]、「政府系中小三機関の資金運用窓口を相互銀行とせよ」(視角—相互銀行)、『金融財政事情』、1980年10月27日、p.13
- 日野雅弘 (記者) [1975]、「“決断”を待つ弘前・青和異種合併—両行首脳は間近?な“雪どけ”に期待—」、『金融財政事情』、1975年4月7日、pp.27-30
- 平石裕一 [1979]、「信用金庫『会員制度』活性化の方向—“武器”の意義を理解しなければソフトウェアは生まれない—」、『金融財政事情』、1979年10月8日、pp.34-36
- VO (ペンネーム) [1977]、「長期的な融資方針を確立・実行するとき」(視角—信用金庫)、『金融財政事情』、1977年6月27日、p.57
- フェーブル、リュシアン [1995]、『歴史のための闘い』、長谷川輝夫訳、平凡社 (Febvre, Lucien [1965], *Combats pour l'histoire*, Librairie Armand Colin, Paris)
- 福原則昭 [1980]、「倶大衆永久栄」(支店長はいま…)、『金融財政事情』、1980年11月3日、p.61
- ブロック、マルク [1959]、『フランス農村史の基本性格』、河野健二訳、創文社 (Bloch, Marc [1931], *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, H. Ashehoug & co., Oslo)
- 別府庸子 [1975]、『「相互銀行イメージ調査」の概要について—その2—相互銀行の顧客—個人の場合—』、『相互銀行』、1975年12月、pp.86-90
- [1976]、『「相互銀行イメージ調査」の概要について—その3—相互銀行の顧客—事業所の場合—』、『相互銀行』、1976年1月、pp.65-72
- 堀家文吉郎 [1975]、『銀行行動の研究』、日本経済評論社
- [1978]、「相銀の課題は固有の顧客層把握にある」、『金融ジャーナル』、1978年7月、pp.17-22 (中小企業金融研究会 [1983]、『金融経済の激変と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.150-158に再録)

- [1980]、「低成長下の融資先確保策で現実化一誤解を招く“会員性悪説”の言説」(東信協「会員制度の活性化」答申を読んで<下>)、『金融財政事情』、1980年9月15日、pp.48-49
- 前田 勇 [1976]、「事の内に届せず」(「相互銀行のイメージ調査」結果から相銀業界としての広報問題を思う)、『相互銀行』、1976年1月、pp.28-30
- 宮内 勉・明石周夫 [1979]、『相互銀行』(産業界シリーズ・105)、教育社
- 無縫 (ペンネーム) [1974]、「量的拡大優先の姿勢を再検討せよ」(視角一相互銀行)、『金融財政事情』、1974年12月16日、p.43
- 無藤 隆ほか [2004]、『心理学』、有斐閣
- 茂策 (ペンネーム) [1977]、「信金らしい『新しい融資政策』を提言する」(視角一信用金庫)、『金融財政事情』、1977年8月22日、p.59
- 森 静朗 [1973]、『金融機関の合併行動批判』、金融新報社出版部
- [1980]、「都銀攻勢にあえぐ信金経営の現実を浮き彫り一各金庫に反省を促す切開手術が必要」(東信協「会員制度の活性化」答申を読んで<上>)、『金融財政事情』、1980年9月1日、pp.26-28
- [1983 (1982)]、「中小企業金融の変化と諸問題」、中小企業金融研究会(編)『金融経済の激変と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.53-86
- 森 静朗・新 八代 [1978]、『信用金庫』(産業界シリーズ・79)、教育社
- 柳田恵臣 [1972]、「信金は高コスト・高利回り経営ではない一コスト・金利分析にみる中小金融機関経営一」、『金融財政事情』、1972年8月7日、pp.62-66
- 山下邦男 [1974a]、「相互銀行の成長過程と経営環境の変化一同質化の進展で制度の特性は成長の停滞要因となった一」、『金融財政事情』、1974年2月18日、pp.38-41
- [1974b]、「相互銀行の転換希望抑制要因は消滅した一規模別にみた相銀、地銀の主要経営指標分析一」、『金融財政事情』、1974年7月15日、pp.27-31
- [1975]、「金融環境の変化と相互銀行の未来像一企業を選択基準=貸出金利引下げに努力せよ一」、『金融財政事情』、1975年4月7日、pp.19-23
- 山田良治 [1979]、「中小企業金融機関の専門性とその将来一相互銀行の行動を中心にして一」、『東京経大会誌』、第111号、pp.43-87
- [1980]、「相銀は『普遍的中小企業銀行』を目指すべきではない」、『金融財政事情』、1980年4月14日、pp.36-41
- 山本忠明(記者) [1978a]、「合併反対の抗争強まる関西相銀一組合、支店長会が対外的反対活動を開始一」(ルポ)、『金融財政事情』、1978年7月24日、pp.12-13
- [1978b]、「柵上げされた合併不可避論の是非一イメージダウンを恐れた協会首脳一」(シリーズ解説: 関西相銀合併挫折の内と外②)、『金融財政事情』、1978年10月23日、pp.12-13
- 由里宗之 [2000]、『米国のコミュニティ銀行一銀行再編下で存続する小銀行一』、ミネルヴァ書房
- [2003]、『リレーションシップ・バンキング入門一地域金融機関と顧客・地域社会との互恵的関係のために一』、金融財政事情研究会
- [2018]、『日米地域銀行の存続と再編一なぜ日本の地域銀行は減っていくのか一』、ミネルヴァ書房
- [2019]、「戦後の地域金融機関における『リレーションシップ・バンキング』的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて」、『総合政策論叢』(中京大学)、第10巻、pp.29-51
- [2020a, b]、「日本相銀の『中堅企業』指向と『選択的拡大論』一相銀業態の中小企業融資先数の減少をもたらした一因一」(前編、後編)、『経営研究』(大阪市立大学)、第71巻1号、pp.99-119、第71巻2号、pp.27-

- 48
- [2020c]、「無尽会社の一つの基盤としての『無尽講の心性』—私人間無尽が提供した意識されざる『営業支援』と昭和戦前・戦時期における同『心性』の衰微—」、『中京企業研究』、第42号、2020年12月、pp.89-141
- [2021a, b]、「『協同組織』信用金庫における『協同』の位置づけ—信用金庫法の立法経緯とその前後の業界論説から—」（前編、後編）、『経営研究』（大阪市立大学）、第72巻2号、pp.85-111、および第72巻3号、pp.43-70
- [2021c]、「信用組合業態の根拠法と理念の在処との懸隔—協同組合理念と小零細事業者融資に勤む信用組合の実態との乖離と後回しになった業界理念の探求—」、『中京企業研究』、第43号、2021年12月、pp.49-102
- [2022a]、「1967年大蔵省『信金銀行化論』の背景—『アジェンダ論』と『業態間業務分野調整』の視点からの再検討—」、『経営研究』（大阪公立大学）、第73巻3号、pp.55-84
- [2022b]、「『金融効率化』行政と『業態理念冬の時代』に差し掛かった相銀・信金・信組—1960年代末頃における各業態の方向性の際立った相違—」、『中京企業研究』、第43号、2022年12月、pp.25-75
- [2023]、「1970年代京都信金『コミュニティ・バンク論』再考—当時の『コミュニティ』言説ならびに金融機関の状況の両面から—」、『経営研究』（大阪公立大学）第74巻2号、pp.43-75
- 吉田正輝 [1976]、「岐路に立つ中小金融機関経営—“拡散”から凝縮への転回が求められている—」、『金融財政事情』、1976年6月7日、pp.12-18
- 米田実 [1979]、「相互銀行経営の現状と問題点—融資体質の改善と収益構造の強化に課題—」、『金融財政事情』、1979年9月17日、pp.14-17
- Nakamura, Leonard I. [1993], "Commercial

Bank Information: implications for the structure of banking," in Klausner, Michael, and Lawrence J. White, eds., *Structural Change in Banking*, Business One Irwin, Homewood, Illinois, pp.131-160

対談・座談会録（対談等の掲載誌の年月順）

- 「地元金融への定着と深耕を：座談会—相互銀行はどこに活路を求めるか」[1969]、『金融財政事情』、1969年5月19日、pp.31-38
- 「座談会：原点に帰って今後の方向の見直しを—法制定20年目の課題を探る—」[1971]、『金融財政事情』、1971年9月27日、pp.39-46
- 「〔匿名座談会〕脱皮を迫られる中小金融経営—環境激変する相銀・信金を語る—」[1972]、『金融財政事情』、1972年3月20日、pp.28-32
- 「相互銀行制度に明確なビジョンを：座談会」[1975]、『金融財政事情』（特集 海図を求める相互銀行）、1975年4月7日、pp.12-18
- 「信金主計座談会：机上の分析から利益行動展開の時代に」[1978]、『金融財政事情』、1978年3月27日、pp.34-43
- 「銀行局金融検査官座談会：資産内容の健全性保持が長期的な戦略課題に」[1978]、『金融財政事情』、1978年11月20日、pp.26-35
- 「座談会：勝抜き戦略の核心は融資体制の確立に—“高コスト・高利回り”の甘えは許されない—」[1980]、『金融財政事情』（特集 転機に立つ相互銀行）、1980年4月14日、pp.26-34